

1. 議事日程(第4日目)

(平成16年度安芸高田市決算審査特別委員会)

平成17年12月 6日
午前10時00分開議
於安芸高田市議場

開 会
議 題

- (1) 認定第2号 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第4号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- (3) 認定第5号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(19名)

委員	渡 辺 義 則	委員	川 角 一 郎
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 一 悦
委員	加 藤 英 伸	委員	小 野 剛 世
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	青 原 敏 治
委員	熊 高 昌 三	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之		

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 玉川祐光

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(21名)

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
福 祉 保 健 部 長	福 田 美 恵 子	社 会 福 祉 課 長	重 本 邦 明
高 齢 者 福 祉 課 長	沖 野 和 明	保 健 医 療 課 長	川 井 清 登

向原支所長	益 田 博 志	高宮支所長	猪 掛 智 則
甲田支所長	武 添 吉 丸	美土里支所長	立 川 堯 彦
高齢者福祉課主幹	花 尾 智 恵 夫	高齢者福祉課主幹	神 岡 眞 信
児童福祉係長	中 元 寿 夫	社会福祉課主幹	信 川 敏 之
福祉医療係長	依 秀 樹	介護保険係長	中 谷 文 彦
健康推進係長	久 保 ヒ ト ミ	邦田保育所長	堤 常 知 昭
向原こばと園長	高 橋 義 照		

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	増 本 義 宣		
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書	記 国 岡 浩 祐

~~~~~○~~~~~

午前10時02分 開会

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配布したとおりでございます。

なお、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定については、福祉保健部所管の部分について審査いたします。

それでは、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、福祉保健部所管の部分についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

福田福祉保健部長。

○福田福祉保健部長 すいません、座って失礼いたします。

皆さん、おはようございます。

それでは、本日は福祉保健部所管の事務について、決算の内容について説明させていただきます。

まず、福祉保健部は3課、社会福祉課、高齢福祉課、保健医療課、それと8係でなっております。保育所も含むいろいろな福祉施設等、また関係機関とのかかわりを持ちながら各支所、市民生活課と連携をとりながら福祉行政にあたっております。まず、全体といたしまして、平成16年度は実質合併初年度であり、まず事務執行について、市民の方に合併によるサービスの低下を招かないよう、安定した取り組みが重要課題でございます。福祉に携わる職員としての自覚と認識を踏まえ、福祉行政に取り組んでまいりました。

それでは、主要施策の成果に関する説明によりまして、説明をさせていただきます。

それで、福祉保健部につきまして事業名、多岐にわたっておりますので、端折っての説明とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず38ページをお開きくださいませ。

社会福祉総務費社会福祉関係でございますけれども、まず社会福祉課の方での変わったことといたしますと、まず合併をいたしまして、民生・児童委員さんの一斉改選がございました。任期が16年11月30日までということで、合併によりまして1市1民児協となり、旧町時代に137名民生・児童委員さんがいらっしゃったんですけれども、市になりまして、この改選によりまして123名となりました。民生・児童委員さんにつきましては委員数が減り、また広範囲な形での担当区域が広がったということで、大変な事務ということになりますけれども、やはりこれも民生委員さんのみならず、地域の皆さんのご協力もしてあげるということも大切ではないかと思っております。

それから、社会福祉団体等への助成ということで、そこに列記しておりますように、社会福祉協議会、高田地区保護司会と列記しております

けれども、大きなものといたしまして安芸高田市社会福祉協議会の方へ市の補助金として9,451万6,000円補助金を出しております。

それから、39ページにわたりまして身体障害者福祉でございますけれども、この障害者福祉につきましては、合併以前から広域的な連携によって施策を推進してまいっております。住みなれた地域で安心して暮らせるように住宅福祉の向上と自立した生活ができるよう支援事業に取り組みました。

そちらに列記しておりますが、身体障害者手帳の所持者数でございますけれども、16年度計として1,956名となっております。それから、障害者に関しましてボランティアの養成等も行っております。それから、社会福祉施設整備助成事業といたしまして、社会福祉法人たんぽぽへの施設整備補助金として3,134万2,000円の助成をいたしております。

ずっとめくっていただきまして45ページでございますけれども、下の方に団体補助等というところで、安芸高田市障害フライングディスク競技大会への助成ということで、これは合併記念ということもございまして、障害者の方がスポーツを通してお互いの交流を図り、誇りを持って生きていける社会実現を目指してということでフライングディスク競技大会を盛っております。

それから次に、46ページでございますけれども、老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、高齢者やその家族に介護予防・生活支援・家族介護支援などのサービスを提供し、生きがいと健康づくりの充実を支援、また、老人クラブへ補助し地域の活性化、高齢者の社会参加の促進、シルバー人材センターへ高齢者の知識と経験を生かした就労促進を支援をいたしました。そちらにもずっともろもろの事業、いろいろな事業が書いてございますけれども、在宅福祉事業、介護予防、地域支え事業等の取り組みをいたしております。

50ページの方で下の方に老人クラブ助成事業といたしまして、16年度につきましては、ここで老人クラブ連合会6団体とございますが、これは旧町での単位クラブの連合組織の6団体への補助金、それから51ページに参りまして単位老人クラブ102クラブほど16年度ございまして、これに対しての補助金等を出させていただいております。

それからシルバー人材センター等運営補助事業といたしまして、吉田、甲田につきましては法人組織が設立されておまして、あとの4町につきましては高齢者能力活用、高能協といえますけれども、そちらの方への補助金をさせていただいております。それで、17年度へ向けてのシルバー統合に向けて16年度は、いろいろな調整をさせていただいております。

それから敬老事業として、昨日も言いましたが、高齢者福祉大会を健康まつりとあわせて高齢者福祉大会を実施させていただいております。

それから敬老事業助成といたしまして合併いたしました地域で、皆さんと地域で敬老を祝っていただきたいということで、それぞれ地域振興

会等をお願いいたしまして、地域でできる範囲での敬老会を実施していただいております。それに対して高齢者1人に対して1,500円補助をさせていただいて、それぞれ取り組みをしていただいております。

それから敬老祝品でございますけれども、これも88歳以上になる高齢者の方に1人当たり3,000円の品物を贈らしていただいております。これも地場産業を育成ということもございまして、地域ででき上がったものを各家庭の方へ送らしていただいております。

それから、次のページ52ページでございますけれども、老人保護措置事業として養護老人ホームの方へ16年度は80人、措置をさせていただいております。費用につきましては、そちらに書いてございます。

それから、中ほどからちょっと下の方でございますけれども社会福祉医療公費負担、これにつきましても老人医療助成、それから重度心身障害者医療給付費事業等の取り組みをさせていただいております。

それから53ページでございますけれども、下の方の社会福祉施設というところで次のページにわたっていただきたいんですが、老人福祉施設の管理委託、委託管理をしております。それから措置委託、高美園についての措置委託、それから、市の方での直営管理として2施設ほど管理をさせていただいております。

そして、高齢者福祉課の方での大きな事業といたしまして、今回でき上がります向原町にございます特別養護老人ホームかがやきの駐車場建設、それから施設建設等に着工いたしました。

それから55ページでございますけれども児童福祉費で、児童福祉につきましましては、少子化の進行や女性の社会進出などを背景として、児童を取り巻く環境は大きく変化してきております。子供たちが健やかに生まれ育つために子育てを支援する施策を実施いたしました。

児童福祉総務の方で、まず地域行動計画策定事業といたしまして、安芸高田市次世代育成支援行動計画書を策定いたしました。これに基づいて今後10ヶ年、いろんな形での子育て支援についての取り組みを計画していく形になってございます。

それから保育所の関係でございますけれども、延長保育それから園庭開放等いろんな形での子育てに対して支援をしまいでございまして、

56ページの方で、乳児保育とか障害児保育等も実施をいたしております。

それから、下の表に児童数等の推移ということで15年度と16年度について14施設ございます。公立が10施設、私立が4施設とございまして、14施設での安芸高田市で保育所の方を運営いたしております。

それから57ページの方でございますが、先ほどシールで張りかえていただいて、まことに申しわけなかったんですけども、これが14園の事業費、16年度の総事業費でございます。8億3,297万8,751円、14園に関する事業費でございます。

それから次に、児童手当でございますけれども、この児童手当は制度

改正がございまして、16年度小学校3学年終了まで支給されるという形になってございまして、そこの表を見ていただきたいと思うんですけども、3歳未満の児童については余り差がございませんけれども、3歳以上、小学校第3学年終了前の児童につきまして、15年度、16年度と大きく伸びてございます。

それから、児童福祉について次のページの児童扶養手当等特別児童扶養手当と、いろいろな形での支援をしております。

それから、59ページの方の児童福祉施設でございますけれども、これは児童館運営事業、児童館が安芸高田市には3館ございます。向原児童館、刈田児童館、根野児童館、それから子育て支援施設運営事業といたしまして児童クラブ、7クラブが16年度実施をいたしております。

それから60ページの方をお願いいたします。

生活保護費でございますけれども、安芸高田市になりまして、生活保護業務が県より移譲され、合併前より県において市の職員が研修させていただいて、その職員、それから県から派遣職員の指導のもと、常に法の理念に基づき、地域の実情を踏まえた適正な保護に努めてまいりました。

下の方の表を見ていただきたいと思っておりますけれども、合併時205世帯で出発いたしまして16年度に207で、保護率については、ほぼ横ばい状況で推移している状況でございます。

生活保護扶助事業といたしまして61ページの方でございますけれども、全体で16年度の支給費が4億6,638万8,348円となっております。

それから、ちょっと大きく飛んでいただきまして68ページ、保健衛生の関係でございます。

保健衛生につきましては、住民の健康及び生活環境の向上を図るため、老人保健、母子保健、精神保健等の保健福祉サービスを推進した、そしてまた、住民の不安軽減のための休日・夜間及び僻地の初期救急医療事業に努めました。

第二次救急医療運営事業といたしまして、病院群輪番制病院運営事業費、これは広島市立安佐市民病院において、救急医療に対応していただいたというものでございます。それと休日・夜間救急診療所運営事業、それから、吉田病院への財政支援として3,000万円支援をいたしております。

それから精神保健事業でございますけれども、精神障害者を正しく理解し偏見のない地域づくりを目指し、地域で安心して暮らせるよう当事者の社会復帰への支援、家族への支援としての事業を展開いたしました。精神障害者について、民生児童委員さんとか、いろんなそうした機関のところの協力を得まして、精神保健事業に取り組みをいたしました。

72ページの方で母子保健推進事業でございますが、そこに総括に書いてございますように親と子供の健康づくり、疾病予防・子育て支援等目的に、妊産婦、乳幼児、学童期・思春期の子供と各年代の特性や課題に

対応した事業を実施しております。思春期ふれあい体験事業とか母親学級、育児教室等、ずっと列記しておりますので見ていただけたらと思います。

それから74ページの方の老人保健事業、これも高齢者が健康で長生きのできる生活を送っていただくために、老人保健法に基づいた事業の実施を展開いたしました。健康教室とか歯科保健大会、それから健康福祉まつり、健康相談、そして健康診査、昨日もございましたが総合健診、またドック等を実施いたしております。

それから76ページでございますが、結核、感染症予防事業の関係で、感染症予防事業、結核予防、乳幼児のツベルクリンとか多岐にわたる予防接種事業、今取り組みをしていただいておりますインフルエンザ等の事業に取り組みをいたしました。

以上で、この主要施策の成果に関する説明書による説明は終わりたいと思います。端折った説明で大変ご迷惑かけたかと思っておりますけれども、以上でございます。

それで、ちょっと今、68ページの方の中ほどの保健衛生総務の病院群輪番制病院運営事業費のところ、広島私立安佐市民病院がございしますが、「市」が「私」という字が書いてございます。安芸高田市の広島市の「市」に訂正いただけたらと思います。

以上でございますが、金額等詳細について、担当の方から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 続いて、関係課長から順次要点の説明を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 それでは、主要施策の成果につきましては先ほどですが、細かい歳入とかいうものがわかりませんので、決算書によりまして社会福祉課の関係の方からまず説明させていただきます。

決算書の21、22ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項の2で負担金、目の2で民生費負担金の1節社会福祉費負担金のうち社会福祉課の関係分といたしまして、調定額の4,799万9,679円のうち社会福祉課関係が668万3,700円、それから収入済額は、そのうちの14万9,700円、収入未済額が653万4,000円がございします。これは障害者保護措置費負担金で、合併前の旧町及び広域連合分の支援費制度以前、今は支援費になったんですが、それ以前の施設入所措置制度のときの対象者で3名分でございます。

次に、2節の児童福祉費負担金、調定額2億1,613万2,000円、収入済額2億8,000円、不納欠損額36万7,000円。この不納欠損額は、これは1名分の保育料、平成10年度、平成11年度の分を平成11年の11月に裁判所の強制競売による配当要求をして執行停止をいたしていましたが、競売による保育料の取り分はなかったものでございします。時効も合わせましての今回の不納欠損ということになりました。それから収入内訳といたしましては、右の備考欄の14カ所の保育所保護者負担金現年度分で1億8,124

万7,730円、滞納繰越分が455万8,460円。次に、保育所の広域入所運営費にかかる他市町村からの負担金が1,420万1,810円でございます。

続きまして、27ページ、28ページをお願いします。

款の14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金のうち、社会福祉課関係といたしまして備考欄のところにあります身体障害者保護措置費負担金6,984万385円でございますが、これは施設入所者支援費及び更生医療給付費、それから補装具給付費等に要する国庫の2分の1の補助でございます。

次に、1つ飛びまして、特別障害者手当等給付費負担金1,584万4,755円は特別児童扶養手当費負担金、重度の在宅障害児に係る4分の3の国庫負担金でございます。

次の知的障害者福祉費負担金1億844万2,214円は、施設入所支援費として国庫の2分1の補助でございます。

次に、29、30ページをお願いいたします。

2節の児童福祉費負担金2億2,192万3,013円の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金7,036万8,915円、これは私立保育所運営費に係る国庫負担金及び広域入所保育所運営に係る国庫負担金の2分の1の補助でございます。公立保育所は一般財源化ということで、補助金はなくなっております。それから、次の被用者就学前特例給付費負担金から以下4行を含めまして特例給付費負担金までは、児童手当の支給に要する国庫の負担金でございます。次の児童扶養手当費負担金4,137万195円は、児童扶養手当に要する4分の3の国庫負担金でございます。次の母子生活支援施設装置費負担金755万2,571円は、DV等の母子保護世帯で4月当初は7世帯おったんでございますが3月末には5世帯ということで、その年間トータルの入所委託に係る2分の1の国庫負担金でございます。

次の3節生活保護費負担金3億5,853万264円は、生活保護扶助費に係る4分の3の国庫負担金でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目の2の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のうち社会福祉課関係分は32ページ、次のページをお願いします。

備考欄の一番上、障害者福祉費補助金1,697万5,511円及び知的障害者福祉費補助金1,326万4,000円は、居宅生活支援費等に係る2分の1の国庫補助金でございます。次に、2節児童福祉費補助金278万2,000円は、障害児居宅生活支援費としての2分の1の補助金でございます。次の3節、生活保護費補助金100万9,000円は、診療報酬明細書等の点検及びケースワーカー研修等10分の10の生活保護適正実施推進事業費の補助金でございます。

続きまして、33、34ページをお願いします。

項の3委託金、目の2民生費委託金の2節児童福祉費委託金4万5,198円は、備考欄の特別児童扶養手当事務費の委託金でございます。次に、15款県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金、1節社会福祉費負

担金のうち社会福祉課関係分は、次のページ35、36ページをお願いします。これも備考欄の一番上の民生委員推薦会運営費負担金7万4,000円、これは民生委員一斉改選に係る推薦会の補助金です。次の知的障害者福祉費負担金989万1,282円、障害者保護措置費負担金192万2,980円、それらは障害者支援費補助事業に係る4分の1の県負担金でございます。次の2節児童福祉費負担金ですが内訳といたしましては、児童保護措置費負担金3,517万3,024円は私立保育所運営に係る県負担金4分の1の補助でございます。

次の被用者児童手当費負担金から3行下の被用者就学前特例給付費負担金までは、児童手当の支給に要する県負担金でございます。これらは補助率はそれぞれでございます。次に母子生活支援措置費負担金377万6,285円は、支援施設入所委託に係る4分の1の県負担金でございます。3節の生活保護費負担金1,342万3,188円は、住所不定者に対する国庫補助残の4分の1を県負担金として受け入れるものでございます。続きまして、37、38ページをお願いします。

目2の民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち社会福祉課関係分は、一番下の障害者日常生活用具給付費補助金、次のページをお願いします。金額で80万7,000円で、これは2分の1の県の補助金でございます。それから3行目ですか、障害者社会参加促進事業補助金226万7,000円は、手話とか要約筆記、声の広報等社会参加を促進するための補助金、次の身体障害者サービス事業補助金624万1,321円は、居宅生活支援に係る2分の1の補助金、それから心身障害者就労促進事業補助金96万円は、心身障害者共同作業所の運営に係ります2分の1の補助金、次の知的障害者福祉費補助金449万9,000円は、知的障害者小規模通所授産施設に係る4分の3の福祉費補助金でございます。

次の2節の児童福祉費補助金のうち下から4行目ですか、特別保育事業等補助金1,416万1,000円は、延長保育や地域子育て支援及び僻地保育所事業等の特別保育事業に対する3分の2の県の補助金です。次の放課後児童対策事業補助金1,002万8,000円は、放課後児童クラブの運営費に対する3分の2の県の補助金でございます。

続きまして、41、42ページをお願いします。

障害児居宅支援費の補助金2万5,000円は、障害児サービスの3分の2の補助金、それから知的障害者小規模作業所授産施設運営費補助金787万5,000円は、作業所たんぼぼの4分の3の運営費補助金です。次の産休等代替職員費補助金123万1,000円は、産休代替の臨時保育士に係る3分の2の県の補助金でございます。

続きまして、目の3衛生費補助金、1節の保健衛生費補助金のうち社会福祉課関係分は、精神障害者就労促進事業補助金67万6,000円、これは精神障害者の共同作業所の運営助成に対する県の補助金、次の精神障害者居宅生活支援事業費補助金339万7,815円は、精神障害者の在宅サービスに対する3分の2の県の補助金でございます。

続きまして、47、48ページをお願いします。

項の3委託金の目の2民生費委託金、1節社会福祉費委託金4万1,000円は、遺族、戦傷病者等援護事務に要する委託金でございます。次の目の3衛生費委託金、1節の保健衛生費委託金のうち原爆特別措置法施行事務委託金21万7,600円は、原爆被爆者健康管理手当等の原爆事務に要する事務の委託金でございます。

続きまして、飛びまして57、58ページをお願いします。

款20諸収入、項の3貸付金元利収入、目5障害者住宅整備資金貸付金現年度分元利収入177万5,760円の収入済額、これは障害者の居宅改善のために必要な住宅改修資金を貸し付けた5件分の貸付金の償還金でございます。収入未済額352万1,878円は3名分ですが、うち2名は新年度17年度に入って収入いただきまして、現在は1名の344万6,572円が滞納となっております。

次に、59、60ページをお願いします。

雑入でございますが、備考欄の中ほどの社会福祉課関係雑入258万1,090円の主なもので、生活保護費を受けました後に年金の受給が開始になっておったとか、年金遡及受給というふうなものとか、保険金の解約返戻金、それから損害賠償金の受領等によりまして収入が入った場合、相当額を収入計算いたしまして、再計算をしまして、それが超える場合返還させ、収入するものでございます。それらが滞納になっておるものとしまして収入未済額が113万1,804円、生活保護費を先ほどの理由で返還させる19名のうちの8名分が未納となって繰り越し、いろいろ月々返済さすのも含めまして残っておるものでございます。

それでは歳出でございますが、85、86ページの方をお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、主なものは1節の報酬、これは民生委員、児童委員さんの生活指導員として市の方で委嘱いたしておりますが、123名分の報酬が主なものでございます。次の19節負担金補助及び交付金の主なものは、社会福祉協議会の補助金9,451万6,000円及び民生委員、児童委員協議会の活動助成444万円が主なものでございます。

続きまして、目の2身体障害者福祉費のうち備考欄の障害者福祉費のうち88ページをお願いします。

一番上の身体障害者支援事業費1億5,820万5,770円の主なものは、施設入所者施設訓練等の支援費の関係及びデイサービス等各種居宅生活支援事業に係る扶助費でございますが、これが主なものでございます。次に、身体障害者福祉事業費5,442万5,198円の主なものは、身体障害者補装具関係の委託料、身体障害者日常生活用具の委託料、それから進行性筋萎縮症者措置費の委託料及び精神障害者生活支援事業、その他各種社会参加促進事業費及び障害者住宅整備資金貸付事業を1件150万貸し付けました。これが主なものでございます。次に、障害児居宅生活支援事業費102万8,900円の主なものは、障害児のホームヘルプ、ショートステイ

等居宅生活支援費に係る扶助費が主なものでございます。

次に、目3知的障害者福祉費でございますが、知的障害者施設訓練等支援事業費、備考欄の2億2,373万4,489円の主なものは、知的障害者に係る施設入所支援費、施設入所者医療費及びホームヘルプ等居宅生活支援事業に対する扶助費でございます。次の知的障害者福祉事業費5,776万7,810円の主なものは、知的障害者小規模通所授産施設運営費の補助金及び社会福祉施設整備費補助金、それから相互利用授産施設支援費に係る扶助費が主なものでございます。

次に、89、90ページをお願いします。

目の6社会福祉医療公費負担事業のうち社会福祉課関係分で、備考欄の中ほどの下の方にあります原爆被爆者対策事業費41万3,583円がございます。これは原爆被害者及び遺族、家族の援護事務に要する事務費が主なものでございます。

続きまして、93、94ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、児童福祉総務管理費のうち主なものは、報酬は、非常勤の母子自立支援員の報酬213万6,000円が報酬の中にあります。これが主なものでございます。次の13節の委託料、母子生活支援施設入所委託料が1,505万6,193円、それと次世代育成支援行動計画の策定委託料270万3,750円が主なものでございます。次に、児童遊園地管理費は、向原にございます5ヵ所の遊園地、児童プールの管理費でございます。次に、目の2保育所費でございますが、主なものは、公立保育所10ヵ所の人件費と13節委託料は、市立保育所4ヵ所の措置委託料2億1,454万2,510円と広域入所委託料541万8,050円が主なものでございます。11節の需用費他その他は、公立保育所の10ヵ所の管理運営費、維持管理費等々が主なものでございます。備考欄に各保育所ごとの決算額を計上いたしております。

95、96ページをお願いします。

次に、目の3児童手当費でございますが、主なものは20節の扶助費で1億3,986万円で、これは児童手当給付に係る扶助費でございます。次の目4児童扶養手当費でございますが、これも20節の扶助費7,655万2,740円は、児童手当に係る扶助費及び特別児童手当に係る扶助費、備考欄に分けておりますが主なものでございます。

続きまして、97、98ページをお願いします。

目の6児童福祉施設費でございますが、これは3ヵ所の児童館、刈田児童館、根野児童館、向原児童館の管理運営費及び市内にあります7ヵ所の子育て支援施設、いわゆる放課後児童クラブの管理運営費が主なものでございます。

次に、項の3生活保護費、目の1生活保護総務費のうち主なものは、13節委託料120万2,000円、これは生活保護のオンライン業務の委託料及びレセプト点検業務の委託料、その他生活保護に係ります需用費とかいうふうな一般事務費でございます。次に、目の2生活保護扶助費は、生活

扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助とか医療扶助、それら生活保護に係ります扶助費が4億6,638万8,348円でございます。

次のページの99、100ページの款4衛生費の項1保健衛生費、目の2、中ほどの精神保健費の主なもので、節の方で19節負担金補助及び交付金、986万1,000円、これは精神障害者就労促進作業所運営の補助金、それから精神障害者のホームヘルプ、ショートステイ等サービスに対する補助事業関係でございます。

以上で社会福祉課に係ります要点の説明を終わります。

○渡辺委員長

ここで、暫時休憩としたいと思います。

この時計で11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

関係課長から説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

はい。それでは高齢者福祉課に関するものにつきまして、決算書によりご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

決算書の21ページ、22ページをお願いいたします。

款の12分担金及び負担金、項の2負担金、目の2民生費負担金、節の1社会福祉費負担金のうち高齢者福祉課関係分といたしましては、老人保護措置費負担金と老人在宅福祉費負担金がございます。

老人保護措置費負担金は養護老人ホームへの入所措置者の負担金で、80名入所措置をいたしまして、この本人負担金と扶養義務者負担金はこちらに入っております。この老人保護措置費負担金は、所得に応じて額を決定をいたしております。調定額4,105万6,282円、収入額3,997万5,286円、不納欠損額1万5,967円、未収額106万5,029円となっております。不納欠損額につきましては、平成8年の1人分でございます。時効に伴います不納欠損をいたしております。未収額につきましては、2名分の62ヵ月分となっております。

老人在宅福祉費負担金25万9,697円は、向原総合福祉センターの生活支援ハウスの入所者負担金です。この負担金につきましても所得に応じて額を決定をいたしております。平成16年度は延べ7人の利用でございました。

続いて、次のページ23、24ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉施設使用料のうち高齢者福祉課関係分といたしまして老人福祉施設使用料3万1,450円がございます。これは、ふれあいプラザ等の各老人福祉施設の施設使用料でございます。

続きまして、27、28ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金のうち高齢者福祉課関係分といたしまして、老人保護措置費負担金5,730万6,641円と次のページになりますが、30ページの老人福祉施設整備費負担金2,761万7,000円がございます。老人保護措置費負担金は、養護老人ホームへの入所措置費に關します国庫負担金で、負担率は2分の1でございます。30ページの老人福祉施設整備費負担金は、特別養護老人ホームの建設費の国庫負担金で、1人当たり基準単価に基づきまして2分の1が交付され、そのうち平成16年度は20%の進捗でございましたので、平成16年度分20%が収入をいたしております。

続きまして、33、34ページをお願いいたします。

款の15県支出金、項の1県負担金、目の2民生費県負担金、節の1社会福祉費負担金のうち高齢者福祉課関係分といたしましては、老人保護措置費負担金317万5,330円と次のページになりますが、36ページの老人福祉施設整備費負担金1,380万8,000円がございます。34ページの老人保護措置費負担金は、養護老人ホームへの入所措置のうち住所不定者の措置に關係する県負担金で、負担率は2分の1でございます。36ページの老人福祉施設整備費負担金は特別養護老人ホームの建設費の県負担金で、基準単価の4分の1、そのうち平成16年度20%の進捗でございましたので、平成16年度分20%を収入をいたしております。

続きまして、37、38ページをお願いいたします。

款の15県支出金の項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節の1社会福祉費補助金のうち高齢者福祉課関係分といたしましては、老人日常生活用具給付事業費補助金8万4,000円、これは、ひとり暮らし高齢者等に日常生活用具、例えば、レンジ調理器等を支給する事業に対する補助金でございます、補助率は3分の2でございます。老人クラブ助成事業費補助金342万6,000円は老人クラブ活動の助成に対する県の補助金で、補助率は基準額の3分の2でございます。続きまして、介護予防・生活支援対策事業費補助金5,259万6,000円、これは、さまざまな在宅福祉事業に対する県の補助金でございます、補助率は4分の3でございます。在宅介護支援センター運営事業費補助金1,725万3,000円は、在宅介護支援センターの委託事業に対する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

続きまして、次のページ39、40ページをお願いいたします。

40ページ、ちょうど中ほどになりますが介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金245万1,000円、これは、介護保険の利用者負担金のうち低所得者のため軽減している事業に対します県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが55、56ページをお願いいたします。

款の20諸収入、項の3貸付金元利収入、目の4高齢者住宅整備資金貸付元利収入は、高齢者と同居をするために改築、増築費用を貸し付けた貸付金の償還金でございますが、節のうち節1現年度分は7名分の償還金で、

調定額292万8,017円、収入額262万3,218円、収入未済額30万4,799円となっております。収入未済は、1人分12ヵ月分でございます。

続いて、次のページの57、58ページをお願いいたします。

一番上に節の2滞納繰越分がございます。調定額55万4,397円、収入額30万4,799円、収入未済額24万9,598円となっております。こちらが1名分でございます。

続きまして、59、60ページをお願いいたします。

項の5雑入、目の4雑入、節の3雑入のうち高齢者福祉課関係分といたしまして6,087万395円がございます。これのうち主なものは、養護老人ホーム高美園の養護老人ホーム運営費でございます。県町村会から運営費として受け入れたもの4,792万9,796円と、平成15年度に向原町から引き継ぎました介護サービス特別会計を16年度に廃止いたしましたので、その特別会計の繰越金を一般会計に収入したものの1,249万1,099円が主なものでございます。

続いて、高齢者福祉課の歳出の関係をお願いいたします。

決算書の87、88ページをお願いいたします。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の4老人福祉費でございますが、当初予算11億6,007万6,000円、補正予算額339万7,000円の追加、充用額60万8,000円、計11億6,408万1,000円に対しまして、支出済額が11億3,446万8,138円、不用額2,961万2,862円の決算でございます。主なものといたしまして、節に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。高齢者福祉課の関係は、こちらの中の備考欄で申しますと、在宅福祉事業費、老人保護措置費、介護保険事業費、そして90ページの介護保険特別会計の繰出金、こちらが高齢者福祉課関係の事業でございます。

それでは、高齢者福祉関係の事業のうち主なものをご説明させていただきます。

8の報償費、これは88歳以上の高齢者に対する敬老記念品代とか高齢者福祉大会及び各介護予防事業等の講師謝礼でございます。13の委託料といたしましては、80人の養護老人ホームへの措置の委託料、そして市内在宅介護支援センターの運営委託料、そして在宅福祉事業といたしましては、いきがい活動支援通所事業の委託料、配食サービス事業の委託料、生活支援ハウスの運営事業の委託料、ふれあいサロン事業あるいは外出支援サービス事業、心配ごと相談事業、家族介護教室など、高齢者のさまざまな在宅生活を支援する福祉サービスの委託料でございます。18備品購入費につきましては、高齢者宅と消防署を結ぶ緊急通報電話でございます。19の負担金補助及び交付金につきましては、老人クラブ活動に対する補助金、シルバー人材センター、高齢者能力活用協会に対する補助金、敬老会の開催事業助成金が主なものでございます。20の扶助費につきましては、家族介護用品支給事業とか在宅寝たきり老人等の介護手当がございます。

89、90ページをお願いいたします。

23の償還金利子及び割引料は、過年度分の国・県補助金の返還金でございます。28番の繰出金は、老人保健特別会計と介護保険特別会計に対する繰り出しでございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

目の9福祉センター費でございますが、内容といたしましては、吉田の老人福祉センター、吉田のふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターの指定管理費でございます。目の10社会福祉施設費でございますが、こちらの方は15年度から繰り越しをいたしました特別養護老人ホームの駐車場建設に関する繰越事業費を含んでおります。2の給料は、特別養護老人ホームの事務費といたしまして、事業費支弁人件費を取っております。11需用費の主なものは、高宮の高齢者生産活動センターの光熱費と特別養護老人ホームの事務費でございます。13委託料の主なものは、養護老人ホーム高美園への30人分の措置の委託料と繰越事業に係ります特別養護老人ホーム駐車場の設計委託料、あるいは平成16年度の特別養護老人ホームの工事の監理の委託料等がございます。15工事請負費の主なものは、繰越事業に係ります特別養護老人ホームの駐車場工事、そして高宮高齢者生産活動センターの下水接続工事、特別養護老人ホーム新築工事の平成16年度分20%の分でございます。17の公有財産購入費は、繰越事業に係ります特別養護老人ホームの駐車場用地代でございます。続いて、93ページ、94ページをお願いいたします。一番上に22の補償補填及び賠償金がございますが、これは駐車場の工事に関しまず支障電柱の補償費でございます。

以上でございます。

○渡辺委員長

川井保健医療課長。

○川井保健医療課長

それでは、保健医療課に関係いたします要点の説明をいたしたいと思っております。

決算書の方、23ページの方をお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか、23ページの方。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち保健医療課関係分といたしましては、備考欄にございます診療所使用料1億8,259万406円でございます。これは、横田、北生、美土里歯科、川根、各診療所の診療報酬でございます。これは委託料として各診療所の方へ満額支出をするものであります。

続きまして、次ページの25ページをお開きいただきたいと思います。

項2の手数料、目2衛生手数料、節1保健衛生手数料のうち保健医療課分といたしましては診療所証明手数料として、備考欄の一番下段でございますが69万6,250円の歳入であります。これは、横田、北生、川根各診療所の介護保険等の意見書に対する意見書料であります。これも、そのまま地方診療所の方へ委託料として支出をいたすものであります。

続きまして、27ページをお開きいただきたいと思います。

27ページの款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、

節1社会福祉費負担金のうち、備考欄にございます国民健康保険基盤安定負担金といたしまして6,966万2,347円ですが、これは保険税の軽減分に対する国庫負担金であります。

続きまして、29ページをお願いしたいと思います。

29ページの目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金737万4,525円ですが、内訳といたしましては備考欄に掲げております保健事業負担金、これは総合健診に係ります負担金でございます708万4,778円。また、1歳半、3歳児健診に係る幼児健診に係るものといたしまして、母子保健事業費負担金として28万9,747円の収入でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち保健医療課関係分といたしましては、医療費の適正な請求及び支給と不正請求の抑制効果をねらい実施するものでありまして、主としてレセプト点検員の人件費が主なものでございまして、老人保健医療費適正化事業補助金として114万9,000円の収入であります。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。

33ページの款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金でございます。これにつきましては、備考欄にございます国民健康保険基盤安定負担金といたしまして3,483万1,173円でございます。これは保険税の軽減に対する県の負担金の金額でございます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと思います。

目3衛生費県負担金、節1保健衛生費負担金979万9,881円ですが、保健事業費負担金といたしまして951万134円、これは精神障害者就労促進に関するものが172万2,000円あります。先ほど言いました1歳半、3歳児幼児健診に係るものが母子保健事業費負担金として28万9,747円あります。

続きまして、次ページ37ページをお開きいただきたいと思います。

項2県補助金であります。目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金であります。備考欄にございます老人医療公費負担事業費補助金といたしまして1,499万6,000円、これは住民税非課税世帯の68歳から70歳未満の方の対象となっております。また、老人医療公費負担事業施行事務費補助金として39万7,000円あります。この事業に対する年度末3月末の対象者は225名であります。

続いて、40ページの方をお願いいたします。

備考欄にございます重度心身障害者医療公費負担事業費補助金として7,630万7,000円、重度心身障害者施行事務費補助金として178万4,000円でございます。これは身体障害者手帳1級から3級及び療育手帳のマルAからマルBの方が対象でございまして、3月末の対象者は1,096名となっております。

続きまして、節2児童福祉費補助金ですが、備考欄にございます乳幼児医療公費負担事業として1,059万2,000円、乳幼児医療公費負担事業施行事務費補助金として89万1,000円あります。この事業は10月

から改正になった事業でありまして、3月末の対象者は1,535名であります。また、下段に行きまして、ひとり親家庭等医療費公費負担事業費補助金といたしまして506万5,000円、乳幼児医療費公費負担事業の施行事務費の方が23万3,000円であります。この対象者は3月末で402名となっております。

続きまして、41ページの方をお願いしたいと思います。

目3の衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金であります。備考欄にございます病院群輪番制病院運営費補助金といたしまして162万9,000円あります。これは先ほど部長の方から説明していたと思うんですが、二次医療圏のものでありまして、安佐市民病院へ支出するものであります。続いて下段になりますが母子保健事業補助金64万円でございます。これは児童環境づくり基盤整備事業に係る補助金であります。

続きまして、51ページの方をお願いしたいと思います。

51ページの款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2老人保健特別会計繰入金、節1で老人保健特別会計繰入金1,243万4,726円ありますが、これは平成15年度の精算に係る老人保健特別会計からの繰入金であります。

続きまして、59ページの方をお願いしたいと思います。

59ページの款20諸収入、項2雑入、目4雑入、節3雑入でございますが、保健医療課分といたしましては、下段から6行目にございます保健医療課関係雑入が1,235万2,137円あります。この主なものといたしましては、総合健診時の個人負担金、また、ふれあいセンター甲田の光熱費が主なものでございます。また、総合健診等に係る個人負担金は832万8,700円あります。また、ふれあいセンター甲田の光熱費につきましては357万3,633円を収入いたしております。

以上が歳入の方の要点であります。

続きまして、歳出の方をお願いしたいと思います。

決算書の85ページの方をお開きいただきたいと思います。

85ページでございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でありまして、保健医療課分といたしましては繰出金の2億2,818万8,695円あります。これは国民健康保険特別会計への繰り出しでありまして、財政安定化支援また職員の給与費等、また出産育児基盤安定に対する繰出金であります。

続きまして、87ページの方をお願いしたいと思います。次ページであります。

目4老人福祉費であります。老人福祉費の保健医療課関係分といたしましては、備考欄にあります一番下段になるかと思いますが、老人保健医療費給付事業費といたしまして1,392万9,493円あります。この主なものといたしましては、レセプト点検員4名分の人件費として節1報酬で854万4,000円、また高額医療費の算定や医療費通知の手数料といたしまして、節12役務費に222万769円、また、レセプトの資格認定等老人保健への電算による共同事業委託料といたしまして、節13の委託料が248

万2,009円であります。

続きまして、89ページの方をお開きいただきたいと思います。

老人保健特別会計の繰出金といたしまして28節の方へ7億6,990万3,000円であります。のうち老人保健の方は3億8,342万9,000円でございます。続きまして、中ほどの目6社会福祉医療公費負担事業1億7,067万5,663円のうち保健医療課分といたしましては、老人医療公費負担事業として2,130万2,509円であります。主なものといたしましてはレセプト審査手数料といたしまして、節12役務費の67万9,315円、医療費といたしましては、節20扶助費2,049万7,781円であります。また、重度心身障害者医療公費負担事業として1億4,895万9,571円であります。また、これの主なものといたしましてはレセプト審査支払手数料、12節の役務費に340万4,543円、また、節20扶助費1億4,541万1,133円でありまして、医療費といたしましては1億4,141万1,133円、また療養援護費といたしましては400万円の支出であります。

続きまして、95ページをお開きいただきたいと思います。

95ページの下段でございますが、款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉医療公費負担事業であります。備考欄でございます4,571万2,696円でありまして、ひとり親家庭等医療公費負担事業といたしまして1,160万727円あります。これの主なものといたしましては、レセプト審査支払手数料として節12の役務費に45万7,480円、医療費といたしまして節20扶助費1,110万7,447円あります。

次に、97ページの方をお願いいたします。

乳幼児医療公費負担事業といたしまして3,411万1,969円でございます。主なものといたしましてはレセプト審査支払手数料、節12の役務費に206万8,386円、医療費といたしましては節20扶助費の2,987万925円あります。また、平成15年度の実績による県補助金の返還金といたしまして、節23償還金利子及び割引料で195万9,000円の支出であります。

続きまして、99ページの方をお開きいただきたいと思います。

99ページでございますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億2,843万2,589円ありますが、一般職員人件費といたしまして6,357万6,966円、また保健衛生総務管理費といたしまして6,485万5,623円でございます。保健衛生総務管理費の主なものといたしましては、健康教室等における臨時栄養士の人件費として節7賃金177万7,600円。また僻地患者輸送の委託料といたしまして、節13の委託料117万2,600円でございます。この患者輸送につきましては旧高宮、旧美土里町で行っております事業であります。また、19節負担金補助及び交付金6,126万5,651円ありますが、休日・夜間救急診療所補助金といたしまして2,700万円。これは吉田病院へ支出しているものであります。また、先ほどもありました病院群輪番制病院運営事業補助金といたしまして244万3,500円、また、吉田総合病院への財政支援負担金といたしまして3,000万円が主たるものであります。

続いて、目2精神保健費でございますが、保健医療課関係分といたしましては精神保健事業に係る講師謝金として、節8報償費で13万5,000円、また職員の旅費といたしまして9節の旅費が4万8,400円、また、11節の消耗品需用費でございますが、消耗品等の金額が3万2,151円の支出であります。

続いて、目3母子保健事業費1,259万9,790円でございますが、育児相談、乳幼児健診等母子推進事業費であります。主なものといたしましては乳幼児健診、育児相談等における臨時栄養士の人件費といたしまして節7の賃金で95万400円、乳幼児健診、育児相談等における医師、歯科衛生士、看護師等への謝礼金として節8報償費で534万5,700円、乳幼児健診委託が主なものであります。節13委託料で522万3,633円であります。

続きまして、目4老人保健費であります。6,546万816円でございますが、総合健診、健康教育、健康相談、機能訓練訪問指導等の老人保健推進事業であります。主なものといたしましては健康教室等における臨時栄養士の賃金として7節賃金で113万3,800円、各事業における医師、看護師、講師等への謝礼といたしまして節8で報償費301万900円あります。

次ページの101ページの方をお願いしたいと思います。

節11需用費158万961円でございますが、主なものといたしましては各事業における事務消耗品、指導材料費代の106万1,436円が主なものであります。また、節13の委託料5,838万4,330円の主なものは総合健診委託料4,728万7,271円、これは基本健診の受診者が3,788名であります。また、一日人間ドック委託料1,269万5,000円が主なものでございます。これは、人数は876名の予算であります。

ここの老人保健の方でちょっと訂正をさせていただきたいと思うのでありますが、昨日の国保特別会計の方で、総合健診また一日人間ドックの結果に対する質問があったと思います。そのときに、その結果の数字を把握していないということで、私が大変申しわけない答弁をいたしております。私の勉強不足でありまして大変申しわけないんですが、総合健診、人間ドックにおきます要精密検査の人数は把握いたしております。それについての事後指導も保健師を中心として行っております。また、がんの発見率もかなり高いものが出ておりますので、そういうことを訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、目5の予防費3,827万2,917円でございますが、これは予防接種法に基づき各対象者に接種したものであります。また、主なものといたしましては、節8報償費143万8,000円は予防接種における医師等への謝礼金であります。また、節11の需用費107万2,073円の主なものといたしましては、各種予防接種等におけるワクチン代と医薬材料費77万3,316円あります。また、節12役務費58万1,248円は、予防接種業務委託審査手数料が主なものであります。また、節13委託料3,500万8,796円は、インフルエンザ等予防接種業務の委託料であります。

続きまして、目6の保健センター費であります。目6保健センター費

1,249万6,095円ではありますが、4保健センターの管理運営費であります。まず、八千代保健センターでございますが、13万6,500円の主なものは、自動ドア、消防設備等の点検に関する委託料で11万5,500円であります。高宮の保健センター費は2万4,625円ではありますが、これは目11需用費における光熱水費のガス代であります。これは高宮町の高齢者生活生産活動センターと同居いたしておりますので、このガス代のみの経費となっております。また、続きまして甲田保健センター費でございます。1,089万1,687円ではありますが、これの主なものといたしましては目13委託料1,011万2,000円ではありますが、これは社会福祉協議会への指定管理をしております指定管理料であります。続きまして向原保健センター費でございますが、144万3,283円であります。この主なものといたしましては節11需用費74万3,431円ではありますが、光熱水費で52万162円が主たるものであります。また、節14の使用料及び賃借料の52万4,927円ではありますが、これの主なものといたしましては、土地の借り上げ料が24万587円、下水道使用料が27万4,890円が主たるものであります。

続きまして、次ページの103ページの方をお開きいただきたいと思っております。

目8診療所費1億9,584万757円ではありますが、診療所の運営費であります。まず、横田診療所につきましては1億1,504万5,454円でありまして、主なものといたしましては需用費で49万1,580円ではありますが、これは台風等の被害による修繕費を支出いたしております。また、目13の委託料で1億1,455万8,774円ではありますが、これは診療報酬のとおり予算であります。以下、北生、美土里、川根の診療所につきましても、先ほど、横田の診療所で説明をいたしましたとおりの予算がこの各節の中に含まれております。

以上で保健医療課関係の歳出の説明を終わらせていただきます。

○渡辺委員長 以上で説明は終わったわけですが、午前中、説明で全部終わりました。

ここで暫時休憩とし、午後の会議は13時から開会をいたします。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 休憩を閉じて会議を再開いたしますが、午後、収入役の方、所用があつて欠席でございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

一つ、今日、あと認定4号、認定5号の審査がございます。時間がかかるとお思いますので、ひとつ質疑については双方とも簡潔明瞭に答弁よろしくお願いをいたしたいと思っております。

ありませんか。

はい、熊高委員。

○熊高委員　それでは、4点ばかりお聞きしたいというふうに思いますが、決算書のページを追ってちょっと質問させていただきますが、まず決算書の22ページの2目の民生費負担金の関係で、2節の児童福祉費負担金の右の備考欄に書いてあります保育所保護者負担金の滞納繰越分というふうなことが書いてありますが、いろいろ滞納については、それぞれの立場でご努力をいただいておりますと思いますが、他にもいろいろあるんですが、この分に絞って1点お聞きしたいのは、滞納されておる要因というのは当然いろいろ把握をされておる思うんですね。主要な滞納要因というのは何かということと、それに対する具体的な対応をどのようにされてきたのかというのがまず1点お聞きしたいというふうに思います。

2点目は42ページの衛生費県補助金の関係で、これは成果の説明書の68ページにもありました病院群輪番制病院運営費補助金という形で成果表にも書いてありましたが、この中で広島二次保健医療圏という言葉が出てきておりますし、第二次救急医療運営事業という形の表現がされておりますが、この第二次救急医療運営事業、特に、この輪番の関係あるいは二次保健医療圏、この二次保健医療圏ということについて、もう少し詳しく内容について説明をいただきたいということです。

それから3点目は、86ページの中で説明があったと思いますが、社会福祉総務費の中にあつたと思いますが、市の社会福祉協議会との関係で9,000幾らのお金が出ておるというふうに説明があったと思いますが、いろいろ社協については私も理事をさせていただいておりますが、中身についても多少の把握はさせてもらった中で質問させていただくんですが、いろいろ今年度も社協のあり方というのを社協自身も考えていっておるという状況の中で経費の節減、そういったものもするということもしなくてはいけないという協議も随分しておりますけれども、16年度の予算の中でいろいろ社協もやってきておりますが、市として社協にどういった形を求めていっておるのか、その辺について関係した部分として質問をさせていただきたいと思いますので、市と社協の関係を今後どのようにしていくのか。16年度の中でどんなふうな方向を見出してきたのかということとして伺いをしたいというふうに思います。

それから、94ページの保育所運営費という形で2目の保育所費という形で出ておりますが、これはちょっと参考にお聞きしたいということなんですが、いろいろ保育所運営費にかかわる費用かなり出ておりますが、保育園児1人当たりに対して、総合計に対して1人当たり幾らかかっているのかというふうなところ、ちょっと参考に聞かしていただければと思いますので、そういった数値をお持ちであれば聞かしていただきたいとお持ちでなかったら後ほどでも聞かしていただきたいということです。

一応4点ということでご質問したんですが、総括的に少しお話ししたいと思うんですが、先ほど説明の部分でいろいろ議員の皆さんからも、

もう少し簡潔に説明せよというふうな話もありましたが、非常に複雑多岐にわたった部署でありますので、かなりしゃべる方も聞く方もなかなかわかりづらい中で、そういう説明になったのだというふうに思いますが、成果表は部長の方で説明されましたが、できれば成果表の中に予算書のページあたりも含めて、わかりやすく提示をしていただければ把握もしやすいと思いますし、特に成果表の中に、これは部長にお聞きしたいんですが、成果と課題というような形でそれぞれまとめてありますが、その辺の中身が割と薄いような気がするんですね。我々が聞きたいのは、その16年度に予算執行して、それが結果として有意義に使われたかどうか、あるいは成果が上がったかどうか、もし上がってなければ次の年度にどういうふうに生かしていくのか、そういうところが具体的に一番、我々も市民も聞きたいところなんですね。その辺が総括的に福祉保健部としてどうであったかというふうなところも含めてお聞きしたいというふうに思いますので、合わせて5点ということになるかと思います、質問をさせていただきます。

○渡辺委員長 答弁を許します。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 まず、1点目の保育料の滞納の主な要因なり対策なりということについてでございますが、主な要因といたしまして、いろいろな戸別訪問とか、いろいろ電話とかする中でいろいろなところを見ますと、全体で滞納者、このときの時点が73名おります。それで今現在は59名になっております。ということで調べた中で66名ぐらいが怠慢かというふうな感じを持っております。それから失業なり破産、倒産、生活困窮格好で5名程度、それから居所不明が二、三名というふうなところ、ちょっと把握ができないようなところもございますが、そういうふうなところで今調査中でございます。

それで対策といたしまして、保育料の滞納で以前にも出さしてもろうたんですが、旧町時代のものがかなり古いものもございます。ということで保育料は私自身の考えで言いますと、子どもさんがおるうちに現年度分をいかに徴収するかということが。卒園されてしまうと、なかなか納めていただけないというふうな面もございますということで、現年度を中心にとこのを思っております。ということで対策といたしまして督促なり催告というものを封書で保育園長さんの方から手渡しということをお願いをいたしております。それと古いものにつきまして、現年も遅れた分もあるんですが、それにつきまして児童手当が月に1人で5,000円なり2人で1万円とかいうので4ヵ月分まとめて、かなりの金額をお支払いする場合もございます。それと児童扶養手当、母子の家庭のというふうなところの中には月に4万幾らのお支払いして、4ヵ月分まとめて16万円とかいうふうなのでお支払いしますので、そこらの中で滞納者がおられますと、口座振替でなしに窓口に取りに来てもらいまして、そこでいろいろなお話をしまして、そのうちから幾らか納めてもらうような方

法も昨年度とらしていただきました。

という中でいろいろな滞納関係、大変、児童福祉係が保育所の担当1人でございます。その中で人数、税務課のように徴収係的なものがあるばいいんですが、そういうものがない中で今の保育料の決定、かなりな児童園児の数でございまして、そこらの入退所、保育料の決定なりというものの事務がかなりのものがございます。ということの中では滞納整理本部の中にはいろいろお願いを申しておるんですが、体制整備ができないものじゃろうかというふうなところも感じております。担当、保育料の滞納課といたしましては、現年を中心に残していかないようなという格好で対処していきたいというふうに思っております。

それから社協のは、ちょっと数字的なところもでございますのであれですが、最後の保育所の1人当たりの経費でございますが、今日、訂正という格好でお張りいただいた57ページのところの児童1人当たりの保育費ということで年間92万1,436円、月で申しますと月当たり7万6,786円になろうと思います。ということで児童1人当たり7万6,000円ぐらい月にかかっているというふうな状況でございます。

社協の方もいろいろ今後のいうふうな、市と社協とのというところではない方の金額的なものの方から言いますと、かなり金額太いんですが、16年、17年のときに人件費がこのうちの7,000万程度、去年は派遣職員が1人おりましたので、それプラスで8,500とかいうふうなものが入っております。それと、その中にはボランティアセンターの活動関係の450万円、それから外出支援の移送サービス326万円、それから弁護士相談が66万円というふうないろいろな面の、これ以外にも委託事業というものがかなりあるんですが、そこらどころの今後のいろいろの整理なり課題といいますが、社協以外のいろいろの考え方もあるんじゃないかというふうなところもあると思います。

私の方からは以上とさせていただきますと思います。

○渡辺委員長

川井保健医療課長。

○川井保健医療課長

それでは失礼いたします。

成果表の68ページの方に病院群輪番制病院運営事業ということで二次医療圏云々という項目があるわけですが、この二次医療圏と申しますのは、この二次ということがありますので私も詳しくはわかりませんが、一次、二次、三次というような形になろうかと思えます。

まず、私の記憶が違っていればご勘弁いただきたいんですが、一次というと広島県全体を指すと思います。二次医療保健、安芸高田が入っておりますものは、広島市、大竹市、旧山県郡の安芸太田、北広島町、安芸高田という町で二次医療圏を形成しております。その中の病院を安佐市民病院、安佐北の市民病院ですね。ここが指定されております。

すいません。今、一次が県と言いましたが、逆に一次の方が地元を指すそうです。二次が今の安芸高田、大竹、広島を指して、また三次ということになれば広く抱えていくという形になろうかと思えます。

二次医療圏の安佐北の市民病院でございますが、これに救急等で重病患者を運んでいくわけですが、そのときに安佐市民病院の方はお医者さん、先生または、そうした設備をあけて待つと言ったら申しわけないんですが、その対応ができるような運営体制をとって来ております。ですから、この下にあります休日、夜間を見ていただくと9,300何万という数字を示しております。そのことによって240万のものが、いいのかわいのか、これが今現在問われております。広島市の方の市立の病院でありますので、広島市議会の方からもこの運営費の負担増というような声が議会から上がっておるやにも聞いております。また、三次市には旧双三、三次の双三病院があるわけですが今は公立三次病院ですか。ここにも安芸高田の市民は、そうした急病等で参っております。ですから、三次市の方といたしましても、こうした二次医療圏の中に入れて三次公立病院の運営費のものが欲しいんじゃないかなというような流れもあるやに聞いております。

病院群については以上のようなことでございます。

それと大変申しわけないんですが、今気がついたんでございますが、この68ページの休日・夜間の診療所の運営事業の表がございまして、この中の表の平成16年度の準夜夜間18時から22時、深夜夜間22時から8時という欄の受診者数の16年度の欄が1万1,463件という数字になっておろうかと思っております。これは1が1けた違っておりましたので、1,463にご訂正いただきたいと思うんですが。上の1万が1,000でございますので、1が多いでございますのでご訂正いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。あとは、この数字で合っていますので。

○渡辺委員長

福田福祉保健部長。

○福田福祉保健部長

ただいまの熊高委員さんのご質疑でございまして、16年度実質取り組みをいたしまして、6町一緒になってヨーイドンで進むわけで、いろんな形で差異もございました。そうした中で即取り組まれるもの、ちょっとこれは検討しなければならないもの等がございました。合併をいたしまして例を言いますと保育所については、以前も広域入所というのはあったわけでございますけれども、安芸高田市の中で定員の関係等、勤務の関係等でこれだけの施設があれば、そこへの入所も可能になったということも、合併があったからそういうことになるかもわかりません。そうした中でもう一件、高齢者の方では生活支援ハウス向原町ですね。こちらの方にひとり暮らしの方が一律に入居できるというのも、旧町ときには向原町のみでございましたけれども、合併をいたしまして、そちらの方の活用、利用もできるような形になったということで、合併した一つのよかったものかとも思います。

いろいろと16年度につきましては本当に旧町のものを調整をしてあるとは言いながら、まだまだ調整が未確定なものもたくさんございまして、それを事務事業をする上で17年度へ向けて取り組みをいたしたところでございます。

保育所のモデル献立等についても、やはりこれだけの箇所数がございますので、それぞれ施設ごとで、そこでの園長さん等の考え方もございますし、いろんな園の運営の仕方もあるかと思っただけですけれども、やはり安芸高田市の中での保育所運営ということで、少しでも統一化できるところについてはということでモデル献立等も取り組みをいたしております。

いずれにいたしましても、高齢者につきましているような在宅支援について、旧町のみでやっていたものを拡大して全市に広げていくということも早急に取り組みをするということで16年度、17年度に向けての検討課題として取り組みをしていっところでございます。できるだけ早く市民の方に同じ形でサービスができるように以後、今度18年度に向けては、そうしたことがより多く実施できるような形で取り組みをしたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 成果表に予算書のページを挿入すること。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 2点ほどちょっと、今の成果表と決算書との関係で、福祉保健部に限らずということではありますが、これは財政課の方での作成ということでございますが、またページ数と課の連携とかいうふうな、いろいろなところをまた部としてのいろいろな総務部の方へ上げていきたいと思いません。

それともう一点、先ほどの市社協と市との連携についてでございますが、先月11月、日にちちょっとあれですが、連絡会議を毎月開こうということでもちょっと試みに11月から市社協の事務局長さん、次長さん、課長さん2人、もう一人、5人と福祉保健部の方でも部長と3課長と担当係長とで10名程度で毎月定例的に連絡会議を持って、福祉なりのあり方について研究していこうというふうな感じで今から取り組んでいこうというふうなところ。また12月も22日、議会の最終日なんですけど午後いい時間から、1時半ということにならんかわからんですけど、それもちょっと今朝ほど打ち合わせをしたところでございます。ということで今後とも市社協といろいろな連携もとりながら、また、市としての社協のあり方についてもどうあるべきかということもいろいろな、どこまでの仕事なりということも、ちょっとまた今後も検討していきたいというふうな感じを持っております。

○熊高委員 委員長。

○渡辺委員長 はい、熊高委員。

○熊高委員 保育所運営費の負担については、内容は怠慢が主だということですが、鋭意徴収には努力されているということですが、体制が何分にも1人だというふうな言葉もありましたが、これは助役さんを中心に、その整理の取り組みもされておるわけですから、そういった縦横の連携という形で、そこらはどんなふうにご考えておられるのかお答え願いたいとい

うふうに思います。

それから病院群の関係で一次、二次、三次という形で改めて認識をさせていただきましたが、三次市も含めてというふうな話も出ておりましたが、本当にそういった方向にすべきじゃないかなと改めて感じを持たさせていただきましたので、そこらどんなふうに負担金に関係もあると思いますけれども、されるのか。この二次保健医療圏という形からすれば、現在外出支援でしたかね。市内の病院にしか補助が出ないというものをどうにかならんかというふうな話をしたいと思いますけれども、こうやって二次保健医療機関という形で安佐市民病院が入っておるのに、そういった外出支援サービスあたりは市内で区切っておったというふうな実態があって、今それを改められたんだというふうに思いますけれども、当然そういった条件であれば、そこらを検討するときには安佐市民病院、あるいは三次の中央病院、そこらが入って当然の取り組むべきことじゃなかったかなという気がしますので、そこらの認識がどうであったかということですね。そういったあらゆる取り組みとの関係というもので、やはりここらも考えていく必要があったのかなあという気がしますので、そこらのお考えを改めて聞かしていただきたいと思います。

それから社会福祉協議会の関係、いろいろ協議をしていくということですが、今年度16年度の9,451万6,000円という補助金を最終的に幾らにする目的で協議をしていくのか、そこらのお考えがあれば改めて聞かしていただきたいと思います。

それから保育所費の全体の額、先ほど改めて成果表に出ているというのを見させていただきましたが、ここらの市民に対するPRというんですかね。やはり子育て支援をしていくという形でしていくわけですがけれども、こういった福祉関係というのは、やれば切りがないという部分もありますし、そうはいって必要な部分はしっかりやらないといけないということだと思いうんですね。であれば、やはり幾らのお金がかかって、どういうふうに皆さんを支援してとるんですよということも含めて認識してもらった上で、節約できるところは節約してもらうんだと。必要なところはしっかりするんだということで、この項に限らず、やはり市民の皆さんに公的にどのくらいを助成しているのかということも、いろんな広報等を知らせていくべき必要もあるのかなあという気がしますので、そこらの今後の取り組みについてのお考えがあれば再度お聞きしたいと思います。

それから、総務部長も今日いらっしゃるので、さっきのこの成果表、新しく取り組んでいただいたという中で、そういった気がしますので、これは福祉保健部に限らず、やはりこの成果表で説明ができるようにするという事になれば、事前に配っていただけるわけですから、成果表と予算書を見比べながら精査を我々もできるという状況にしやすいようにしていただければ、質疑の状況というのもスムーズにいくのかなあという気がしますので、そこら辺のお考えが総務部長、答弁できればお願い

いしたいと思います。

○渡辺委員長 以上4点ですか。

○熊高委員 はい。

○渡辺委員長 答弁を求めます。  
増元助役。

○増元助役 滞納の件につきまして原課とすれば、現年分を中心に発生させないという取り組みをまずやるということで、これは非常に大事なことであろうというふうに思っております。滞納分、16年度そして今年度、現在進行中でございますけれども、非常に難しい部分がどんどん残っていくということになるかと思っております。税につきましては税法上の法的な措置ということでございますが、その他の住宅でありますとか福祉でありますとか就労等につきましては、民法上の法的な措置をとっていかねばならないということで、かなり専門的な知識も必要になってくるというところの課題が出てきております。そういう専門部署をつくればいいのかということも検討はしておりますけれども、何らかのそういう専門的な知識を持った形でやっていかないと差し押さえ、あるいは債権の確保ができないという事案が出てきております。そういった面で職員の横の連携をとりながら同じ歩調でいきましょうよと、税を中心に同じような考え方で、水道料も保育所も一緒にやるんですよということで検討、研修会等も現在実施をしております。

そういった意味で全組織を挙げて徴収をしていこうという機運の醸成にはなってきたおるといふふうに思いますが、今後の課題として、それを一歩さらに進め、法的な措置も含めて確固たる姿勢でいくんですということにつきましては、18年度に向けても検討をしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、もう少し時間をいただきまして、どういった知識が、あるいは組織が必要なのかという分につきましては、現在推進本部等も滞納整理の本部も含めて全庁的な議論をさせていただいて、新年度へ向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

徴収につきましては原課だけではなく、支所も含めて全職員がかかわっていくというふうな、そういった横の連携は今後も引き続きとっていきたいというふうに思っております。

渡辺委員長 重本社会福祉課長。

重本福祉課長 市社協の補助金、幾らまでというふうなお話でございますが、17年度の当初予算で言いますと7,584万円。16年は決算で9,451万6,000円でございますが、それは主に人件費でございますが、16年が20名の職員、17名は派遣職員が1名帰りましたので19名の人件費、それに昨年、社協の方へちょっと協議させてもらった中で、安芸高田市の社協に対する補助金が県下の市でナンバー5ぐらいに入るような状況のところもございまして、どうにかできないじゃろうかということも考えまして、中を見ますと支所の方に2人ずつつけておりまして、そこら辺もいろいろ

るなところの合併協議の中でも、いろいろ支所も体制もとっていこうということもございましたので、そういう関係もあるかとは思いますが、その中でどういうふうな今後の人員削減なりが市の方も取り組む中で、市社協の方もできないじゃろうかというお話もさせていただいたところでございます。ということでどの程度までの、また、いろいろな事務分掌的なものも協議をいたしまして、人件費にかかります補助金につきまして今後とも社協といろいろな協議、あんまり削減、削減いうわけにもいかないかもわかりませんが、協議してまいりたいと思います。

それから、保育料の関係のいろいろな子育て支援とかいうふうなところの中での市民に対するPRでございますが、いろいろな少子化対策で今年からファミリーサポート事業も開始したようなこともございますし、いろいろな面で経費もかなり今後も子育て支援センターとか、いろいろな面でかかってくるというふうなところも、いろいろな財源的なところのものもPRしていくようなところも今後検討をしていきたい、広報関係は企画の方、自治振興部でございますし、いろいろなところの中で保育の関係だけの講評というのが適切かどうかわかりませんが、今後検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○渡辺委員長

川井保健医療課長。

○川井保健医療課長

それでは、失礼いたします。

病院群の件で双三というんですが三次病院ですが、これは二次医療圏の中に入れられないものだろうかというご質問だと思います。先ほどの私の説明が若干説明不足じゃなかったのかと思っております。この二次医療圏というものは、県の医療行政の方でできております。それで先ほど言いました三次双三が云々といえますのは、安芸高田の市民が救急車等で三次公立病院の方へも行くようでありますので、三次の病院のからすれば、その医療圏のような形として負担金が欲しいんじゃないかなという思いでございます。ですから今の格好の中で、医療圏を変えて市独自でいくということとはできないと思います。双三の病院の方から、安芸高田の市民も診よるんだから安佐市民と同じような運営費の補助をくれというものが出てくるかもわからんということでもありますので、そういうことでよろしいでしょうか。うちの方で指定を変えるということはちょっと無理だと思うんです。それで、それがどうしても必要だということになれば、医療圏の見直しということをおの方に依頼せざるを得ないと思います。ですが、うちの方は負担金は安いほどいいですし、病院の方は高いほどいいのが今具体的に広島市の議会の議員さんの方から出るやに、ちらりほらり聞いておるところが状況であります。

以上です。

○渡辺委員長

新川総務部長。

○新川総務部長

はい。先ほどの、こうした今年度の平成16年度に係ります主要施策の

成果に関する説明書ということにつきましては、今年度16年度からの決算について初めての試みで実施をさせていただいたわけでございます。本来であれば昨年度15年度決算の中でもありましたように、決算書と目ごとの事業的なのということもございしますが、より一層詳しく、そうした整理をさせていただくということがいいんじゃないかなということ、今回初めての試みで事業をさせていただいて、ご指摘いただきますような非常にわかりにくい点多々あるというように私も思っております。

いろんな角度で財政課の方でも、こうした資料収集に努めさせていただいたわけですが、基本的に、この安芸高田市の予算につきましては事業別予算というもので編成をさせていただき、何回かの補正予算、その状況の中で最終的には決算をさせていただくという状況でございます。備考欄に掲げております事業の中で、例えば先ほどありました民生費の中の社会福祉費の1目の社会福祉総務費の中には、ここにも掲げておりますが38ページを見ていただきますとわかりますように、福祉保健部の方が、社会福祉課の方が担当したという状況の中で説明を掲げております。その事業別のもの全部を付記しておれば見やすいと思うんですが、ただ、そこの部分的な主要部分ということだけで付記させていただいておりますので、ちょっと見えづらい関係もあるのではなからうかと思っております。実施の内容というところがここに掲げております事業別予算の1の社会福祉総務というところで、ア、イ、ウということで掲げております。次に、身体障害者福祉については39ページの(2)からというような書き方で、全体的な知的障害、この事業別目に基づいて主たる事業を掲げさせていただいております。

今後においてはもう少しちょっと、そうしたこちらの決算の数字と主要な事業を実施したというような一昨年度まで付記していたような表示も多少はしなくてはならないかなというような思いもしますので、よりよく充実した、そうした決算書の主要な説明資料ということにさせていただきたいと思っております。基本的に原課の方には今回ある程度統一的に事業の事業別予算の実施内容等を付記し、成果と最後の取りまとめをさせていただいております主要な事業の成果と今後の課題という取りまとめをすることで統一をさせていただいたところでございます。

そういう状況の中で社会福祉にとどまります問題点については、38ページから54ページまでの内容の中を明らかにしながら、成果と今後の課題ということをやっておりますし、55ページからは児童福祉に係る分野を整理させていただいて、59ページの中で成果と課題を整理させていただいたという状況でございます。54ページですね。児童関係については先ほど来から出ております保育所関係、児童福祉の総務費の関係については55ページから59ページまでをそうした保育関係のことにつきまして整理をさせていただいたという状況でございます。今後については、もう少しまた検討も重ねさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○渡辺委員長 他にございますか。

○熊高委員 はい、委員長。

○渡辺委員長 熊高委員。

○熊高委員 徴収に関して助役の方からお答えがあったんですが、体制の問題ということでお伺いしたんですが、もう少し時間がかかるんだということですが、もうかなり時間はたつと思うんですが、取り組みをして、それぞれの部のやっぱり課題というのがこうやって出てくるわけですね。だから、それを常時掌握するような体制になつてるのかどうかというのが今の双方のやりとりを聞くと、うまくいってないのかなあという気がするんですね。だから、その辺を助役さんが本部長であるんならば、体制が本当に1人でできないなら、どういう形でやるかというふうな、そういったところの議論をされとるのかどうかというところがちょっと聞きたかったんですね。ですから、やはり現場の声をしっかり受けて、せっかく本部というものがあるんだしたら、そこらでどうするかというふうな議論をしておるのかどうかというところは私はお聞きしたかったので、それについて再度、助役さんの方にお聞きしたいというふうに願います。

それから広域医療の関係ですが、当然負担金がふえるというのは市の財政的にはよくないというふうに誰しも思うんですが、ただ、実態として安佐市民病院があつたり三次中央病院があつたり、そういった活用をしとるんですね。ですから、その実態に合うような、やっぱり県が線引きをしても実態がそうじゃなかったら、県の線引きを変えるというぐらいのことを市民のために市がするというのは当然のことだと思うんですね。だから、その辺が県が言うとるからもうだめですというふうな発想で考えるんじゃないし、市民が実際どういった活用をしとるのかというのに即応できるような、やはり取り組みというのが市としては大事じゃないかなという思いがするんですね。ですから、そこらはやっぱり今後の課題としてしっかり受けとめていただいて、新しい予算に生かしていくということが必要じゃないかなという気がします。

外出支援サービス、この言葉が当たっておったかどうかは私もちょっと自信がないんですが、その取り組みにしたって、そういった認識があれば当然最初から、そこらの配慮もできて、市外であっても病院を特定して、そこに行く場合には支援ができるようにするというのが当然のことじゃないかというふうに思うんですね。その辺の考え方がどうであったかということをお聞きしたので、そこらも含めて今後どうなるかということが私は気になりますので、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それと総務部長からいただいた予算書の件、成果の説明の件ですが、これは非常に一歩も二歩も進んでいただいたという評価はさせていただいてるんですよ。だから、なお一層わかりやすくするためにはページを打ったりとかいうことも必要じゃないかなあということで、予算書と対

で見やすくしていただきたいということと、当然新年度予算、また18年度を考えていくわけですから、せっかくこういう取り組みもされたんですから予算書と連動できるような、予算書のこういった詳細の説明書ですね。こういったものも当然つくっていく必要が出てくると思うんですね。だから、それがどんどん追い詰めていくということじゃないんですが、やはりこうやっていい成果が出たら、それをまた反映して次に、生かしていくということがよかろうという意味で、予算書との連動という意味も含めて、そこらの取り組みもしていただきたいというふうな気がしますので、そこらのところの考え方もお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○渡辺委員長

増元助役。

○増元助役

一般論といたしまして縦割り主義、人がいないからできないんだという部分については、やっぱり組織風土を少し変えていかなきゃいけないというふうに一般的に思っております。現在、担当者が1人で全部やっとなるわけじゃないので、この対応につきましても現場の署長さんなり支所の職員なり、いろんな形での職員が協力をして徴収事務を行っていると。これが16年度、17年度現在取り組んでおることでございます。ただ、一方、もう少し突っ込んで、保育料金でありましたら裁判、あるいは、訴訟といったようなことを起こさないで踏み込んでいけないという部分がございますので、そういったことをやろうとすれば、確かに担当者1人では難しいであろうというふうに私も聞いております。

じゃあどうするのかというところを保育所料金だけではなく、他の住宅、上下水道、いっぱいあるわけございまして、そこらを包括してどうすべきかというところで、組織機構にもかかわるところでもございますし、人的な配置をどういうふうにしていくのかというふうなこともありますし、また、現状の中でもう少し行けないのかということも考えていかなきゃいけないというふうに思っております。本部あるいは、その今後の組織機構、人事の部分も含めまして人をどういうふう配置をしていくのかということを考えていかなきゃいけないということで、来年度の人事体制にもかかわる問題でございますので、本部としましてもそういった中で検討する、実効を上げていくという問題意識を持ちながら、新年度の体制へ向けてもう少し、その一歩もう少し上に行くということになれば考えさせていただきたいというふうに問題意識を持っております。

本部といたしましても3年目を迎えますので、先ほどのような一種の限界も感じております。もう少し徴収率を上げていくためには何をすべきかということは、今年度の一つの課題として今検討をさせていただいております。

以上でございます。

○沖野高齢者福祉課長

委員長。

○渡辺委員長 沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 熊高委員さんの外出支援サービスの考え方等について、私の方からお話をさせていただければと思います。

この制度は在宅の高齢者を支援するという制度で、医療機関へ受診ができない体の状態の方を移送を医療機関にするというサービスでございますが、制度を構築するときに、先日からおしかりを受けるわけですが、余りにも画一的に少し考えておった面がございます。現在の医療が地域のかかりつけの先生と、そして地域の中核病院を中心に医療が進んでいるという状況の中で、地理的条件によるそうした条件とか特定の病気によっては地域の医療機関でもう満杯で受けれないとか、さまざまな市民の要望が制度を始めたときにございました。こうした市民の皆様の声を聞くということで、先月常任委員会のご意見をいただきながら12月1日から、移送する医療機関の枠を外しまして、市外の医療機関にも条件によって行けるようにさせていただきました。

このたび地理的条件等によりまして日常の医療圏が市外にあるケースとか、そして、特定の疾病等で市内の医療圏でも治療といえますか、受けることができない方等さまざまなケースがございますので、そうした折には市外の方へサービスを拡大を12月1日からさせていただきました。今後とも市民の皆様のご要望を聞きまして、市民の皆様にサービスが利用していただけるように勉強いたしまして、サービスを構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 川井保健医療課長。

○川井保健医療課長 はい。三次病院の二次医療圏への参加ということの検討はどうかということでございますが、県でありますので、県含めて今後の検討課題として考えていって、一番市民のプラスになるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 主要成果に関する説明の具体化論になるわけですが、基本的には、その決算書に基づきましてご説明をさせていただくというのが本来であると思っております。この主要事業につきましても、その年度の実施いたしました施策に伴う主要施策ということでございますので、全部の事業をより一層細かいところまでを記述するというのは、なかなか大変な作業もございますので、基本的には大きな市としての施策論にかかわる事業を抜粋するというような、事業関係のところについては多少そういうような状況も見させていただいております。できるだけ細かい分野までというのはなかなか無理な点があるかと思いますので、明確に説明できるような範囲の中では、より一層具体化論を整理させていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○熊高委員 委員長。

○渡辺委員長 はい、熊高委員。

○熊高委員 はい。それぞれありがとうございました。

1点ちょっと忘れておりましたが、最後に社協との関係、17年度は7,580万、予算に減額をしていったということですが、最終的に人的なことも含めて削減するというのは当然必要な部分もあるというのは市の実態としてわかっておりますが、ただ、社協のあり方をどうするかという議論が先に来ずに、減額をすることが改革だというふうな部分が先行し過ぎとるような気がするんですね。だから社協に何を担わすために、これだけの人材でいいんだと。例えば、先ほどお話があったように、支所の体制を1人体制にしていくということが本当にいいのかどうか。二、三日前のテレビでも保健師さんの体制というのを合併したある町がやっていたけれども、1人になって本当に市民との接点がなくなったという形の課題があるというふうに言っとったんですね。だから、支所は基本的に、市役所の支所に置くという方向で整理をされつつあるんですね。だったら1人体制のときに市の職員がその体制を補助する、補完するということがまだ明確にされていない中で、支所が1人でいいというふうな議論が先行しておるんですね。だから、そこら辺の現実的な部分をしっかりフォローするから、社協としてこういったところをこうやってほしいと。特に社協のあり方というのは今後、その地域と密着する部分が大切だと思うんですね。当然中心がいろいろ、その経営的な機能を担うというのは当然ですが、社協の本来のあり方というのは、地域住民との接点というのを密に持っていくということなんだと思うんですね。だから、その辺の方向を出さずに人員削減ありきという形でやられるから混乱も出てくるし、社協の位置づけ、あるいは、社協のそのあり方というのが市民の方にうまく伝わってないという部分もあると思うので、そこらをしっかり踏まえた上での予算削減という方向をどう考えているのかというのを再度お聞きしたいというふうに思います。

○渡辺委員長 児玉市長。

○児玉市長 社協のあり方をどのように考えるかという問題が一番大きな問題なんですね。もうずっと前から、やはり国、県の段階でも社協のあり方が事業社協でいくんか、福祉社協でいくんかという2つの両論があったわけですね。それで一時、介護保険が始まったころに一齐に社協が事業に手を出したと、こういう経過もあるわけです。そういうことで、その前からいろいろ事業をやっておった社協もあるわけなんです。そういうことで基本的には、やはり方向としては社協のあり方というのは福祉社協のあり方が本来のあり方だろうと。私は県の社協よりもそのことをもう10年ぐらい前に話をしたことがあるんですが、県の社協としてもやっぱり将来的には福祉社協が社協のあり方だということは、はっきり言っておりました。しかし、町村によっては事業へ手を出したところがあるわけですね。そこがやっぱり間違いというか、論議の分かれ目になったわけです。したがって今後のやっぱりあり方というのは、福祉社協という

ことで、どんどん社協が人をふやして事業へ手を出しや出すだけ社協には儲けがない、人件費は全部役場から出してくれと、こういう方向になるのが実態であるわけです。現在でも事業社協をやっとるところは、かなり採算的には合っとるところがあるんですが、これはやっぱり民に持っていくべきものだろうというように私は思います。

そういう方向で今回、向原については特別養護老人ホームができたので、向原でやっておられました社協の事業は全部職員ごと民の方へ、百楽荘の方へお願いしたと、こういうことになっておるので、やっぱりこれは、ちょっと時間がかかると思います。整理するのにですね。人の問題もありますし、しかし、やはり方向としては、そういう方向の方が望ましいと思いますし。先ほどお話がありましたように、最低やはり支所に2人は置かんと、それは正職でなくても1人が正職で1人が臨時とか、そういう形で2人おらんと困るわけですが、もし、それができないということになると、もう支所である程度対応するという、そういう方向が出せんだろうかということもあるわけですが、社協と市役所は、基本的にやはり仕事が違うという問題もありますし、身分も違うという問題がありますので、そこらが課題と思いますが、私は向原町の例を見ると、やはりいい方向に改善できたというふうに思います。

○渡辺委員長 はい、松村委員。

○松村委員 2点お伺いしたいと思います。

主要施策の59ページに提示されております児童福祉施設でございますが、本市におきましては児童館が3館と児童クラブが7館提示されております。その中の定員数と16年度入所しておりました人数を見ますときに根野児童館、これは50人の定員に74名、また、めだかクラブの方がやはり50人に74名というふうな利用になっておるんですが、今年度文教厚生としても全館ではございませんが児童館、児童クラブを視察させていただいたんですが、このめだかクラブについても余りにも多くて、運営が大変なんだなというふうな気持ちで視察をさせていただいたことを思い起こすわけでございますが、その点について一応執行部として、ここらは児童館としての機能が十分になされておるんかどうか、どのように受けとめておられるかということのを第1点と、それから、特に、まだ合併して2年足らずでございますが、旧高宮町には、こうした施設が今のところないようでございますが、そこらが今、児童の登下校の安全とかいうふうなことがとりわけ昨今気がかりな中ですが、そういう中で高宮の方々の保護者のニーズ調査とか、そこらの今後の方向性というふうなものをどういうふうにお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○渡辺委員長 重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 まず、1点目の根野児童館の74名の件ですが、これ登録者が74名で、実際は平均しますと30名前後というふうなところの状況でございます。それから、めだかの74名は、これは74名くらいおるんですが、これは児童クラブの部屋と隣の図書室と、それと芝生の前の庭があります。そこ

らの中でたまたま皆、児童クラブの部屋にありますと、とても入り切れません。というところの中で、これバスの関係での時間調整もしながらというところで人数もかなり多いところもございます。ということで小学校を含めたところの中での一括的な利用をしていただければというふうな格好の中で、定員をかなりオーバーしとるんですが認めとるというふうな状況でございます。

それから2点目の高宮の件につきましてですが、アンケート調査を実施いたしまして、ニーズ的には、あったらいいというものございましたが、高宮の例で言いますと、児童館に代わるものが田園パラッツォというものがあまして、そこで夕方迎えに行くから、その図書館で勉強したり本を読んだりしてくれというふうなのがかなり多いございます。それでアンケート調査以降、社会福祉課の方へ対しての要望というものは、女性会の人からのいろいろなその結果なりというものの要望がございました。保護者の方からは社会福祉課としては、高宮につくってくれという話は、その後は受けておりません。ということで校長先生にお話をさせていただいて空き教室があるかとか場所の問題、それと指導者がおられるかという問題、それと毎月3,000円出して預けてくれる人がおっつかどうか、最低でも10人以上おられないと今は、県の補助金があるんですが、その補助金が出ません、ということもございまして最低でも10人以上欲しいというところなり、今いろいろな面をクリアしながらということで、今後高宮に直接的に保護者の皆さんから要望がありましたら、いろいろなことをまた協議しながら進めていこうということで、今現在は、すぐつくろうというふうな考えは持っておりません。

以上でございます。

○渡辺委員長

はい、今村委員。

○今村委員

まず1点、昨年度から福祉事務所の併設ということで、多くの生活保護に関する事業が変わったわけですが、昨年度の執行状況が、あるいは業務体制の上で、これで十分であったのかどうか。そして、多分適正であったというふうには思うのでございますが、今後の課題があるとすれば14名あるいは15名と、それから体制面であればお聞きをしたいというふうに思います。

それと保育所の関係でございますが、近年、どこも0歳から1歳の低年齢層が非常に入所がふえてきてる状況でございます。そのことによって保育所の運営の仕方が大分変わったのではなかろうかというふうに思うわけですが、その運営上の変化状況と、それに伴う課題があるのかどうか。どういうふうに総括されているのかお伺いをしたいと思います。

あわせて、ここの成果表には私立の保育園の延長時間なりは書いてあるんですが、公立の保育所の延長保育の状況、もしくは、そういった要求がどういったような形であるのか。数字で握っておられればお願いをしたいと思います。

それとシルバー人材センターの関係でございますが、この16年度は6つの団体に対して補助を出しているわけでございますが、その具体的な成果といえますか、そういったような点は、こういったような形で把握しておられるのか。また、17年度にこれが一本化されましたが、そのことによって全市にわたる事業推進が行われているのかどうか、そこら辺についての状況をどういうふうに把握されておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○重本社会福祉課長

委員長。

○渡辺委員長

はい、重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

合併しまして福祉事務所設置ということで、いろいろ生活保護の関係、それから広域連合でありました介護保険の関係とか障害者の広域事業の関係とか、それと保健師さんの各町からの支所の体制と本庁との体制なりということで、いろいろな中での今後の体制も含めまして、いろいろな事務量も権限移譲でおりてまいりまして、また、さらに今後も来年からも、さらに二、三年かけて事務移譲がかなりおりてまいります。そういう中ではございますが、いろいろ内部での福祉事務所のあり方も再検討いたしながらということで、前回も助役さんなり総務部長さんともヒアリングがあった中で体制ももう一度見詰め直して効率的な、いろいろなサービスも含めながらの、いろいろなサービス低下にならないように人員配置も係のあり方についてもということで、今後協議しながらということで体制づくり、できるだけ今的人数の中でできないじゃろうかというふうなところも含めて考えてみたいなと思っております。

それから2点目の保育所関係でございますが、子どもの数は減ってきておりますが、保育所に預けられる3歳未満児、0歳、1歳、2歳、3歳というふうなところの子どもがかなりふえております。とりわけ吉田保育所におきましては190名の定員でございますが、今現在も180何名という格好で、もう定員、今の時期、夏前ごろからもうかなりいっぱい来ておられまして、それも可愛の保育所とか八千代の保育所とか私立の方にお願ひしたりというふうなところの中で、20名以上の方については吉田を希望されても他の保育所に回ってもらうような状況も出ております。それで、保育所のあり方も他の甲田におきまして3園ありますし、高宮も3園あると、そこらの中につきましても、いろいろなところの保育所の今後のあり方も行革、行革ということでなしに、いろいろな面を含めまして施設も十分でないところもございますが、そこらも再検討もいたしながらということで、また、もう一点、向原につきましても幼稚園はなくなりましたのでございますが、小学校のグラウンドを挟んで上に年長組、下に年少3歳未満以下がおりまして、これも運営としては光熱水費とかいろいろな経営関係が不十分でないようなところもございまして、いろいろ効率的でない面もございまして、含めまして、いろいろな保育所の今後のあり方につきましても、18年度にいろいろ検討なり含めていきたいとい

うふうな感じを持っております。

それと延長保育につきましてでございますが、延長保育は私立の4園しかやっておりません。公立につきましては7時半から18時30分までということでありまして、私立さんばかりに延長保育、早朝の7時15分からと夕方7時までというふうな格好で見えていただいておりますというふうな状況でございます。公立につきましても、かなりの延長保育の要望があります。人件費の関係、委託の先とのいろいろな委託契約の問題もございますし、いろいろな面も、ここの保育サービスにつきましてもあわせて今後、要望にいかにかたえていくかというふうなところも検討していくというふうな思いも持っておりますので、よろしく願いいたします。

私の方からは3点でございます。

- 沖野高齢者福祉課長
- 渡辺委員長
- 沖野高齢者福祉課長

委員長。

沖野高齢者福祉課長。

シルバー人材センターに関連するご質問の方にお答えをさせていただきたいと思っております。ご指摘をいただきましたように、平成16年度は市内6つのシルバー人材センター、あるいは、高齢者能力活用協会にそれぞれ助成をさせていただきました。具体的な成果についてのお問い合わせが第1点だったかと思っております。なかなかシルバー人材センターの数値等に基づきます具体的な成果というのは非常に難しく、どういうふうに把握すればよいかわかりかねるところでございますが、今からどうしても高齢社会を迎えてまいります。2010年ぐらいには団塊の世代が定年退職を迎え、大きな人口が就業から離れるという、そういう実態もございます。これに関しまして高齢者の収入面でございます就労の促進をしたり、生きがい面からのシルバー人材センターへの勤労、就労という部分もございまして、ひいては医療費まで影響も大きく言えば考えられてまいります。こうした抽象的な表現でまことに申しわけございませんが、高齢者の就労あるいは生きがい対策にどうしても今後ともシルバー人材センターへの団体としての支援は必要であろうかというふうに思っております。

17年度シルバー人材センターが一本化をしまして、安芸高田市シルバー人材センターになったわけでございますが、なかなか統合直後でございます、各旧町の拠点もすべて残っておりますし、作業料金あるいは配分金もある程度の幅が残っておりますように聞いております。全市にわたる事業推進につきましては、ちょうど市の合併当時の平成16年度当初のような恐らく状況であって、だんだんと全市、統合した方式の方へなされていくものであろうかというふうに考えておる現状でございます。

すいません。簡単ですが、以上でございます。

- 渡辺委員長

よろしいですか。

ここで暫時休憩といたします。

この時計で2時25分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
質疑、答弁、度々申し上げるようでございますが、お互いに簡潔にお願いします。

杉原委員。

○杉原委員 主要施策の成果に関する説明書の中で、38ページの民生部門について、民生児童委員についてお尋ねをしていきます。

昨年3月に合併をしまして、法改正のもとで民生委員さんが13名減になっているわけですね。そうした中で仕事の量というものは、多少は人口が減ったものの民生委員さんが果たされる仕事の量というものは余り変わってはおらんと思うんですね。そうした中で何ら支障はなかったか、ということをお尋ねをしてみたいと思います。

○渡辺委員長 1点ですね。

○杉原委員 はい。

○重本社会福祉課長 委員長。

○渡辺委員長 はい。重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 ただいまの民生児童委員の関係でございますが、安芸高田市になりましたということで1市1民児協というのが合併協の中で話がありまして、1市1民児協でやっております、それとあわせて市になった関係で県の基準定数というものの変更もございました。いう中で、まず120世帯で1人というふうな感じのところ、いろいろな特別基準もございしますが、そういう中で合わせまして、民生児童委員、主任児童委員を含めまして137名が123名、14名の減、それから、さらに平成19年には民生児童委員が109名、主任児童委員が3名になるということで、主任児童委員が合併前は各町に12名おられたんですが、昨年の12月1日に6名になりまして、今の状態では平成19年には3名になるということで、民生児童委員につきましては区域割りをいろいろな調整をいただきまして、人数を減の体制の中でやったわけでございますが、これも担当地域が多くなったようなところもございまして、ということで大変今のところ1市1民児協にしたということがかなりな負担になってまいっております。

それと県の方からの指導も1市1民児協となりますと、123名で毎月の定例会をやりなさいというふうなお話もいただいておりますが、これは到底毎月総会のようなことが講堂のような部屋でできるかということ、なかなかできませんので、今は地区協ということで各旧町の地区協単位で毎月の定例会なりをやっていただいております。ということで地区協の会長さんを市の民児協の副会長ということになっていただきながら、その6人の会長会の話の中で1市1民児協というのは、とても今の状態、会議もできないし主任児童委員が全市で3町、2町を1人で見るよう

なところの主任児童委員もできませんので、もとの6単位民児協にしたらどうかというところの今、芸北地域事務所と県庁の本課の方にもお話をさせていただきながら、またもとの6民事協にできないかというところを現在模索しとるところの状況でございます。人数も今以上に減らないよというところ、民生委員さんなりの活動、かなり今、高齢者の方も障害者の方も多い中で、いろいろなところの見回りもしていただいたり、災害時のいろいろな声かけなりもあるということで、いろいろなところの負担も今また改選時、なり手もないということになりますので、今後いろいろ検討していきたいというふうに思っております。

仕事量につきまして支障というのは、先ほど申しましたようなことの中の民生委員さんの声がございますので、支障があるというふうな状況もございます。

○渡辺委員長 はい、よろしいですか。

はい、杉原委員

○杉原委員 支障を来しておられるように承ったんですが、そうした中でどういうふうな改善点に持っていかれるのか。先ほども県の方へ、芸北地域事務所の方へ折衝をしておるんだと聞かしていただいて、努力をさせていただいておるわけですが、今後ますます民生委員さんの果たす役割というのはふえてくるような気がするんですね。そうした中で、これでいいものだろうかという思いで問うてみたんですが、市内の中でも大変残念なことなんですが、亡くなられて2日後に発見されて、もっと早くにですね、人間、暮らしをする中でやっぱり昔から向こう三軒両隣、それまでには家族の支えというものが要るのは、これはもちろんのことではありますが、この方はやっぱり、ひとり暮らしをしておられたということですね。そういった中でやはり行政としての施策というものは、しっかりしていかならんもんだということを私は思うわけでありまして。そこら少し、減員をするのはよろしくないことだろうということを思うわけでありまして。そういった中での指導あるいは、その立場での研究をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。

○渡辺委員長 はい、重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 民生児童委員さん、やめられた後亡くなられたというのがありまして、これは民生児童委員さんも主任児童委員さんもすべてお話させていただいてるんですが、弱者の方とのいろいろなかわりがかかり多いございます。その中でいろいろなストレスなり、いろんなことも抱え込んでいただかないように各行政の担当、高齢者の部署とか障害者の部署とか児童福祉の部署とか、いろいろの橋渡し、パイプ役ということで係わっていただくように、その家庭に入り込んでいき過ぎられますと大変なストレスなりというものもございますので、そういうふうなことは、いろいろなお願いの場を通じてはお話をさせていただいております。今後ともいろいろなところの地域を見回っていただく民生児童委員さんのことに、いろいろなことを配慮していきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

○渡辺委員長 他にありますか。

はい、秋田委員。

○秋田委員 すいません、細かい質問になろうかと思うんですが、2点ほどご説明をいただきたいと思います。

まず1点目は、在宅福祉事業の中のはつらつ健康教室についてでございます。これは介護予防サービスを重点的に提供する教室を開催されたと、この方で説明していただいておりますけれども、これについてのまず教室の内容と、それから決算でございますので、これの成果と、それから今後の取り組み、あるいは、現在もう取り組まれていると思うんですけれども今後の取り組みについてが1点と、それから在宅介護支援事業でございます。その中の安心コール事業についてでございます。これも電話連絡による安否確認を行い、社会的孤立感や自立生活の助長を図ったということで、ここにうたわれております。先ほど少し杉原さんの話の中にも、そういう一人で亡くなっているような話もあったし、この事業に対して私は大変重要な事業ではないかと思うし、このことについてやはりこれも成果と本年度登録者数と、あるいは今後の状況についてご説明をいただきたいと思います。

あわせて今後は成果及び今後の課題として、今後は在宅福祉サービスの統一化ということを書かれておられますので、そこらあたりの考え方をご説明いただきたいと思います。

以上です。

○渡辺委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

○沖野高齢者福祉課長 委員長。

○渡辺委員長 答弁を許します。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 それでは、秋田委員さんのご質問にお答えをいたします。

第1点目のはつらつ健康教室でございますが、こちらは主要施策の46ページにございますように、高美園の施設を利用させていただきまして、高宮、美土里地域の介護保険に該当されない高齢者の方を対象に、保健師が中心になって食生活の改善とか運動機能の向上の健康教室を実施いたしました。この事業でございますが平成18年度は介護保険改正によりまして、介護予防事業の中へ組み込まれてまいります。こうしたまだ介護保険に該当されない方、その方を介護状態にならないように予防するという事業は、今後とも重要な位置づけになってまいります。こうした事業を各地域におきまして今後とも推進をしていきたいというふうに思

っております。

第2点目の安心コール事業でございますが、こちらの方は、実は平成16年度末をもって事業の方を終了させていただきました。内容につきましては先ほどございましたように、登録者、ひとり暮らし等の高齢者でございますが、登録者に対しまして定期的に電話でのコールを行っていくという事業でございます。こうした事業につきましては、行政の方でやっていけば漏れもなく十分いくとは考えておりますが、一つ、地域の相互の共助の心を少し活用を今後はしていかななくてはいけないという中で、1町だけ向原町だけ行っていた事業でございます、安芸高田市といたしましては地域共助の心を地域福祉という中で醸成していただきたいという意味も含めまして、事業の方を16年をもって終了をさせていただいたものでございます。

また、在宅福祉サービスの統一ということにつきましては、合併によりまして各旧町がそれぞれ独自の福祉サービスと、それぞれ独自の経費でもって在宅福祉サービスを行ってまいりました。このことを合併後なるべく早く市民の方に同じサービスを提供できるように、同じサービスが市民の方が受けられるようにということで、平成16年度の総括といたしまして17年度に向けサービスの統一を図っていこうという考え方で、ここへ成果と課題の方へ上げさせていただいております。平成17年度におきましては、市民に同じサービスが提供できるよう区域拡大をさせていただいた部分、あるいは、経費的にも同じ利用者負担金と同じ経費でサービスがしていただけるようにした点とございますが、今後ともこの市民が同じサービスが受けられるということを市民サービスの点からも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長

よろしいですか。

委員の皆さんにお伝えしておきます。

新川総務部長が所用で席を外しております。

はい、岡田委員。

○岡田委員

ここの福祉の部分は複雑で絡んでおると。担当課の課長も3部門に分かれとるし、これは市民部とも関係する部分もあるし大変だと思いますが、要は、合併して住民のサービスはどうか、負担はどうかということが私は一番大事なことだろうと思うんです。監査委員も一部そのようなことを、私が言うようには触れておってないですが、おおむね予算、適正に執行されておるといことなんです、6町が持ち込んだ事業そのままですから、今高齢者福祉対策の沖野課長が言われましたけれども、一つとりまして介護手当でもばらつきがあったものを一つにまとめたのが17年度ですが、これは金額的に言っても下がっておりますよね。統一するいうても、それじゃいかん。やっぱりサービスは高い方がええ、それから負担は軽い方というのが、これはもう住民の一番求めておるところだと思うんですよ。そこで私は、この高齢者の問題に対し

ても児童福祉の問題にいたしましても、この16年度の決算というのは冒頭言いましたように、それぞれその持ち込みですから、いろんな段差もあったでしょうね。要は、その成果を今沖野課長が言われたような方向でやれるのか、住民にサービスは高い方に合わず、負担は軽い方にするとか、こういう路線から離れるのかどうか、お尋ねいたします。

○沖野高齢者福祉課長

委員長。

○渡辺委員長

はい、沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

岡田委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの私の答弁の中でサービスを高い方に合わすというご理解をいただきましたなら、そのことにつきましては少し訂正をすべきではなかろうかと思えます。新市におきまして、市民にどうした高齢者福祉サービスを展開していくかということは、新市のさまざまな状況を考えながら担当課としても考えております。その中で、どうしても考えざるを得ないことは、国の福祉の考え方の動向でございます。現在、介護保険の第3期の策定もしておりますが、国の高齢者福祉施策というものは、現在、直接受益を受ける高齢者の方にある程度の負担をしていただくという考え方の中で制度がずっと組み込まれております。これが国の基本部分でございますから、こうしたものをどうしても根底に置きながら、市も福祉サービスを考えていかななくてはならないというふうに思っております。

委員ご指摘のように、サービスは高く負担は低くということが市民の皆様にとっては一番いい形かわかりませんが、今からの少子高齢化の中の社会保障、あるいは高齢者福祉をどう進めていくかという観点から申しますと、どうしても受益を受けられる方のある一定の負担をしていただくという考え方は、今後、高齢者福祉にとってどうしても免れないものと、こういうふうに考えております。

○岡田委員

委員長。

○渡辺委員長

はい、岡田委員。

○岡田委員

あなたのことを私一々言うんじゃないんですよ。今、児童福祉の問題も含めて基本的には、高齢者福祉をとらえたのは一つのことですよ。例えばと言いましたから。あれは低い方へいうか、言うなれば、なかったところの自治体もあったところの自治体も8,500円という額がね、統一したいだけのことで高いも低いも、それ触れただからそれ言いよるわけですが、問題は言うように、いろんな児童福祉の問題も医療の問題も国の方向はそっち向いとりますよ、受益者負担。医療の問題まで受益者負担いうんですか。あこはね、いっばからげて受益者負担いうてもろたんじゃ、病気になってどこに医者にかかるんか、受益かいうことになるんですよ。ただ、それは言葉じりですが、そこらの点を福祉の問題は確かに財源と自治体の、後ほど、またこれ出てくる問題ですが、確かに金が必要なことなんですよ。ですから安芸高田市は32の振興会つくって、その点をどうカバーしようかというのが一番キーポイントを握るん

じゃないですか。市長、どうですか。

○渡辺委員長 児玉市長。

○児玉市長 地域へ出て地域振興会の皆さんといろいろ懇談会をするときに、ちょいちょい出てくる話が、市長、その32の振興会を市内につくって役場の仕事を請け負わせるんじゃないかと、そういう声がちょいちょい出てくるんですね。それはやっぱり違いますと。そういう意味で振興会をつくったんじゃないかと。話をすりゃ長くなるんですが、要するに、今の時代というのは戦後60年の高度成長の中で、本当の近所づき合いとかコミュニティとか、経済一本やりで来たから、そういうものが失われてきたんだと。昔の日本のよさというもの、助け合うというよさが薄れてきたんだと。それはもう外国人もそれを指摘しとるんだと。したがって今、やっぱり心とか、みんな助け合うて地域をよくしようという、そういうような運動がやっぱり時代の流れとして起こってきとるんだと。いわゆる成熟社会にもなってきたおるといことでありますので、そういう意味でこの振興会というのは、その活動を担うていくのが振興会ですと、そういう中でお互いに助け合うていく福祉をやるとか、そういうものが恐らく出てくるでしょうと、そういうものが成長してくれば本当の意味の助け合いの福祉になるんだというような話をして、初めからその下請をさせようとかかかっておるといような話がよく出てくるんです。ですから、これはやっぱりお互いのための組織でありますので理解してくださいという話をしとるんですが、やっぱり振興会の活動というのは、具体的にはいろいろ活動があるんです。昔からやっとなお祭とか運動会とか、そういうところから入りながら、さらに福祉の問題とか子どもの健全育成とか、いろいろやらなきゃいけん活動に発展を恐らくしていくと思いますので、福祉の面でもそういう一翼を担う組織にはなっていくと思います。

○渡辺委員長 はい、他にありますか。

〔質疑なし〕

はい。ないようでございます。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第4号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

市長、これから所用のため退席でございます。

暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

福田福祉保健部長。

○福田福祉保健部長

それでは、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計の決算についてでございますが、老人保健特別会計歳入歳出総額56億4,111万7,462円、歳出総額56億3,715万1,942円、歳入歳出差引額396万5,520円となっております。

それでは、主要施策の成果に関する説明により説明をさせていただきます。

143ページでございます。

まず、実施内容といたしまして、そちらの表が書いてございますけれども、老人保健への加入保険の状況でございます。老人保健の加入保険状況は、80.1%が国保の加入者でございます。残り19.9%の方が政府管掌の保険の該当者でございます。16年度末の受給者数は7,440名で、前年度より342名の減となっております。この減となっております一つの理由といたしましては、昨日の国保の方でもございましたように、平成14年度の医療保険制度改正により老人保健該当年齢が70歳から75歳へ繰り上げられたことに伴うものでございます。

次の医療費別老人医療費の推移でございますが、全体で16年度の医療費総額、合計は61億6,322万5,129円となっております。前年対比2.27%のアップとなっております。こうしたことから高齢社会が急速に進みまして、年々医療費が増加している状況下において、元気な高齢者をつくるかが重要課題と考えておりまして、老人医療費の状況を市民に知っていただきながら、老人保健の該当者となる前から生活習慣病を初め医療費の高騰につながりやすい疾病対策を実施するとともに、今以上の健康づくり事業の実施が必要と考えております。要は、元気な高齢者をつくる必要と考えております。また、詳細につきましては担当の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長

関係課長から要点説明を求めます。

○川井保健医療課長

委員長。

○渡辺委員長

はい、川井保健医療課長。

○川井保健医療課長

はい、失礼いたします。

老人保健特別会計決算について要点の説明をさせていただきたいと思っております。

決算書の187ページをお開きいただきたいと思います。

この中の1款支払基金交付金の方でございます。目といたしまして医療費交付金であります。現年度分といたしましては、収入済額が34億5,083万8,000円であります。この交付率でございますが、総医療費の約60%の数字となっております。また、過年度分といたしましては、111万4,736円あります。続いて、目2の審査支払手数料交付金であります。現年度分といたしまして2,097万5,000円あります。この補助率は10分の10であります。

続きまして、2款の国庫支出金の方であります。目の医療費負担金で

ありますが、現年度分といたしまして14億1,731万8,866円でありまして、補助率は総医療費の約26.7%の数字であります。続きまして、節2の過年度分でございますが、平成15年度の精算分といたしまして986万6,295円の収入済みでございます。

次に、3款県支出金であります。目1の医療費負担金でございますが、現年度分といたしまして3億5,432万9,717円、これは医療費総額の約6.7%の数字でございます。次に、節2の過年度分でございますが、これは15年度の精算分といたしまして246万6,579円でございます。

続きまして、款4の繰入金であります。目1の一般会計繰入金、節1の一般会計繰入金であります。3億8,342万9,000円あります。これは老人保健特別会計へ一般会計からの繰入金でございます。

次に、5款の繰越金であります。目1の繰越金、節1の繰越金でございますが4万5,147円、これは平成15年度の会計からの繰越金であります。

次に、6款の雑入であります。雑入73万4,122円ありますが、主には次ページの189ページをごらんいただきたいと思っております。目1の第三者納付金、節1の第三者納付金といたしまして国保連合会から72万4,794円の収入を見ております。

以上が歳入の要点のご説明であります。

続きまして、歳出へ移らせていただきたいと思っております。

ページ数191ページをお開きいただきたいと思っております。

主なものといたしましては、款1の医療諸費でございます。目1の医療諸費の方でございますが、節20の扶助費55億6,225万6,607円は平成17年度3月末の受給者数で、7,440名の医療費の計上で歳出であります。続きまして、目2医療費支給費であります。これも節20の扶助費3,940万3,457円でございますが、これはコルセットなど治療用装具代や柔道整復施術料及び高額医療費などの現金給付費分であります。件数にして5,353件の件数になるかと思っております。続きまして、3目審査支払手数料、目12の役務費2,172万2,957円でございますが、これはレセプトの審査支払手数料19万7,116件の費用であります。

次に、2款の公債費であります。公債費、項1一般公債費で目1の利子、節23の償還金利子及び割引料で27万6,164円でございますが、これは一時借入金4億円に対する利子でありまして、借り入れ期間36日、利率0.7%の金利であります。

次に、諸支出金であります。3款でございます。目2の還付金、節23の償還金利子及び割引料105万8,031円は、平成15年度の社会保険診療報酬支払基金からの交付金額の確定に伴う事務費の精算還付金であります。

2項の繰出金であります。目1の一般会計繰出金、節28の繰出金1,243万4,726円は、平成15年度老人保健特別会計の精算に伴う安芸高田市負担分の精算返還金です。

以上で歳出の要点の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 はい、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、認定第5号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。  
所管部長から概要説明を求めます。  
福田福祉保健部長。

○福田福祉保健部長 それでは、16年度の安芸高田市介護保険特別会計決算について説明をいたします。

まず、平成16年度の安芸高田市介護保険特別会計歳入歳出総額は30億1,506万8,440円、歳出総額29億7,930万4,588円、歳入歳出差引額3,576万3,852円となっております。

主要施策の成果に関する説明書でございますが、介護保険特別会計につきましては144ページでございます。

まず、平成12年度に介護保険制度が導入されまして、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に定着してきております。しかし、その一方で介護給付の増大や要支援や要介護1など軽度者の急増など、サービス給付内容のあり方や介護保険制度の持続などが大きな課題となっております。そうした中で平成18年度は大きな制度改正がされる現状の中で、今回の平成16年度決算におきましては第2期介護保険事業計画期間の2年目でございます。介護給付費の計画からみますと事業計画と比較し、104.1%と計画を上回る状況でございました。

それで内容でございますが、まず1号被保険者の状況でございますが、対前年にいたしまして31名の減になってございます。そういう形ではございますが、次の認定状況を見ていただきますと、対前年で5.1%という増になってございます。その認定の占める割合におきましても後期高齢者の占める割合が86.4%と大きくなっております。

それで145ページでございますけれども、次の受給者の状況でございますが、居宅支援サービスも1号被保険者がほとんどでございまして、そのうち、この表を見ていただきますように居宅介護サービス受給者数は、認定者数から見て53.5%の方が居宅の方を利用してございます。それと施設介護サービスの方が認定者数の2.0%という状況でございます。

そうした中で介護保険制度も趣旨、在宅サービスをしっかりしていこうという形で始まったわけでございますけれども、全体的に在宅サービスの利用が伸びてきておりまして、自宅で自立した生活を支えるという形での取り組みをする一方で、また、現在安芸高田市においても、ひとり暮らしや高齢者の世帯がかなり増加してきております。そうした中で在宅での生活が難しくなって、施設サービスの利用希望もふえてきている現状でございます。今後は地域実情を考慮しまして制度改正を盛り込

み、現在策定中の安芸高田市高齢者保健福祉計画第3期介護保険事業計画に沿って、在宅生活を支えるサービスの充実を図るよう取り組みをしたいと考えております。また、やはり市民にこうした介護サービス、介護保険の中身をしっかりと知っていただくことも取り組みが必要だと考えております。

また、細部については花尾主幹の方に説明をしていただきますので、よろしくお願いたします。

- 花尾介護保険担当主幹
- 渡辺委員長
- 花尾介護保険担当主幹

委員長。

はい、花尾介護保険主幹。

はい、それでは失礼いたします。

203ページ、204ページをお開きください。歳入の部分でございます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料でございます。節1の現年度分特別徴収保険料でございますけれども、調定3億6,190万9,295円に対しまして収入済額が3億6,264万2,317円ということでございます。これは死亡、転出等による未還付額があるために収入額の方が若干多くなっております。特徴、これは特別徴収の関係になりますけれども、人数でいきますと約1万13人というところでございます。それから2節の現年度分普通徴収保険料、納付書あるいは口座振替で納付していただいているものでございますけれども、調定額4,175万4,451円に対しまして収入済額が3,884万1,269円ということで、93%の収納率ということになっております。未済額が292万3,949円ということで、人数的に申しますと125人ということになります。それから3節の滞納繰越分普通徴収保険料でございますけれども、調定額466万3,702円、収入済額が99万7,779円でございます。収納率21.4%でございます。それで不納欠損として介護保険料は2年で時効が来ることになりますので、いろいろ滞納整理の方で居宅訪問等もしておりますけれども、不納欠損が出ております。129万2,352円でございます。これが58名になります。それから収入未済額237万3,571円、平成14年、15年度部分になろうと思っておりますけれども、89名の方の収入未済がございます。

それから款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございます。これは介護給付費の20%の国庫負担部分でございます。5億9,834万円でございます。過年度分が400万ばかりでございます。それから2項の国庫補助金、1目の調整交付金でございます。2億4,801万6,000円でございます。16年度の調整交付金は介護給付費に対しまして8.58%の調整交付金の率ということになっております。それから3目の国庫補助金でございますけれども、これは広域化等保険者の支援給付金ということで634万4,000円の収入となっております。

それから款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節の1の現年度分ですけれども9億5,742万8,000円、これは40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料部分に当たるものでございます。介護給付費の32%部分の歳入になっております。過年度分が718万3,000

円ほど入っております。

それから款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金3億6,987万3,000円、これは県の負担金で介護給付費の12.5%部分に当たるものでございます。

続いて、205ページ、206ページの方をお開きください。

7款の財産収入等につきましては預金利子等でございます。

9款の繰入金、項1基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございます。1,914万9,000円の繰り入れを行っております。先ほど部長の方で、成果のところでは事業計画の104%ばかりの介護給付費が伸びているということでございますので、その部分、介護保険料部分が不足しておりますので、準備基金を取り崩して保険料部分に充てたものでございます。それから2項一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金3億5,651万円、これは介護給付費市の負担の12.5%部分に当たるものでございます。それから2目の事務費繰入金でございますけれども、節の総務管理費繰り入れ、徴収費繰り入れ、認定に関する事務費の繰り入れ、合計で2,996万4,000円でございます。

それから款10の項1繰越金、目1繰越金ですけれども、前年度からの繰越金1,542万1,804円でございます。それから款11諸収入でございますけれども、207ページ、208ページの方を見ていただいて、主なものは預金利子の5万1,467円でございます。

続いて、歳出の方のご説明をさせていただきます。

209ページ、210ページの方をお開きいただければと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。主なものが13の委託料46万9,350円、これは平成16年度に今年の介護保険の事業計画をつくるために15年度までの給付分析を業者の方に委託をしました。その委託料が46万9,350円でございます。

それから2款の徴収費、全部で7万9,802円でございます。それは、内容的には1目の賦課徴収費、2の滞納処分費等々で、主なものは需用費でございます。それから3項介護認定審査会費、目1介護認定審査会費でございます。この主なものは560万3,000円でございます。これは週に2回、5人の介護認定審査会委員さんで認定審査会を実施しておりますけれども、その報酬でございます。1人当たり1万3,000円の報酬でございます。それから2目の認定調査等費でございます。ここで一番大きなものが委託料の2,335万1,078円でございますけれども、これは昨年度認定申請件数が3,371件でございます。それに対しましての医師の意見書料、あるいは訪問調査の委託料にかかった経費でございます。

それから2款の保険給付費、項1介護給付サービス等諸費でございます。211ページ、212ページをお開きください。

1目の居宅介護サービス給付費でございます。これは要介護1から5に認定された方のホームヘルプサービス、あるいはデイサービス等々でございます。実績につきましては主要施策の方に載っておりますので、ご

参考いただければと思います。9億9,144万5,120円ということでございます。それから3目の施設介護サービス給付費16億7,943万3,750円、これは介護保険3施設、特養、老健、療養型医療施設の入所に係る費用でございます。それから5目の居宅介護福祉用具購入費406万6,019円でございます。これは福祉用具の購入に係るもので入浴補助用具とか、そういったものの購入費用でございます。それから6目の居宅介護住宅改修費でございます。2,320万2,293円でございます。これは主に住宅の段差の解消、お風呂、あるいは和式便器から洋式便器へ、こういったところによく手すり等も含めてでございますけれども、そこら辺のところにご利用をされておられます。それから7目の居宅介護サービス計画給付費でございますけれども、1億1,446万9,756円、これは居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプラン作成を行います、そのための費用でございます。

213、214ページをお開きください。

2項の支援サービス等給付費でございます。ここは要支援と認定された方に対するサービス給付費でございます。1目の居宅支援サービス給付費7,284万621円、これも居宅介護と同じようにホームヘルプサービスなりデイサービス、ショートステイ等々の費用でございます。それから3目の居宅支援福祉用具購入費、これも要支援と認定された方に対する福祉用具購入費のかかった経費でございます。4目居宅支援住宅改修費677万313円、これは介護給付と同じ内容でございます。それから5目の居宅支援サービス計画給付費でございますけれども2,901万9,601円、これは要支援と認定された方のケアプランを作成する費用でございます。

それから215、216でございます。

保険給付費の関係でございますけれども目1の審査支払手数料、これは国保連合会の方に審査支払の手数料を支払います。1件当たり95円、費用が463万585円でございます。それから4項の高額介護サービス費、介護サービス利用料が一定限度上限を超えた場合に、その上限を超えた部分を高額介護サービス費として支給するものでございます。要介護1から5と認定された方の高額介護サービス費の支給が1,569万561円、目2で要支援と認定された方に対する高額支援サービス費が1万9,098円でございます。

それから4款の基金積立金でございますけれども、これは介護給付費準備基金の方に利息部分を積み立てております7万8,607円でございます。

それから諸支出金でございます。5款諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、これは保険料を納めていただいて、死亡あるいは転出等になった分の保険料を還付したものでございます。それから217、218ページでございますけれども、目2の償還金、これは過年度の国等への介護給付費の返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもって、本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~

午後3時25分 散会